	要件を満たしているか。 また、その検査頻度は適切か。 ○水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置状況の把握が不十分であるにもかかわらず、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと判断していないか。	4 次条第1項の規定よる水質検査 ○施行規則第15条第1項第3号（定期及び臨時の水質検査） （別表参照） ○施行規則第52条（準用） （略）第15条(略)の規定は、水道用水供給事業について準用する。(略) ○平15健水発第1010001号（課長通知）「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第1の3（塩素臭の水質基準化に伴い平19健水発第1115002号により一部改正） (9)水道法施行規則第15条に係る(略)検査回数(略)について、別添1のとおりとりまとめ。(略)
	(4)検査項目の省略を行っている場合、省略することができる要件を満たしているか。また、省略を行った場合であっても、概ね3年に1回は省略項目についても水質検査を行っているか。 ○原水並びに水源及びその周囲の状況等の把握が不十分であるにもかかわらず省略が必要ないとしていないか。 ○省略項目についても、概ね3年に1回の水質検査を行っているか。	○法第19条第2項（水道技術管理者） 水道技術管理者は、以下の事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。 4 次条第1項の規定よる水質検査 ○施行規則第15条第1項第4号（定期及び臨時の水質検査） 次の表の上欄に掲げる事項に関する検査は、当該事項についての過去の検査の結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、同表の下欄に掲げる事項を勘案してその全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、第1号及び前項の規定にかかわらず、省略することができること。　(略)（別表参照） ○施行規則第52条（準用） （略）第15条(略)の規定は、水道用水供給事業について準用する。(略) ○平15健水発第1010001号（課長通知）「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第1の3 (5)水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき、省略を行った場合であっても、概ね3年に1回程度は、省略した項目についても水質検査を行い、水道水質の状況に変化がないことを確認すること。 (9)水道法施行規則第15条に係る(略)検査の省略について、別添1のとおりとりまとめ。(略) 別添1 新水質基準等の検査における、給水栓以外での採水の可否、検査の回数、検査の省略の可否 注3 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。 注4 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。
②採水地点は適正か。	(1)採水場所は、給水栓を原則とし、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定しているか。また、特定の検査項目について、浄水施設の出口等を採水場所としている場合には、適切に選定されているか。 ○浄水場出口だけでなく、配水管の末端等水が停滞しやすい場所で行われて	○法第19条第2項（水道技術管理者） 水道技術管理者は、以下の事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。 4 次条第1項の規定よる水質検査 ○施行規則第15条第1項第2号（定期及び臨時の水質検査） 検査に供する水の採取の場所は、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定すること。（一定の場合の例外については別表参照） ○施行規則第52条（準用） （略）第15条(略)の規定は、水道用水供給事業について準用する。この場合において、(略)第15条中「給水栓」とあるのは「当該水道用水供給事業者が水を水道事業者に供給する場所と(略)読み替えるものとする。 ○平15健水発第1010001号（課長通知）「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第1の3

	いるか。（ただし、一定の場合は可） (2)適当な給水栓がない場合は消火栓でもよい。 ○ループ管であっても水が停滞しやすい場所を選定しているか。 ○定点ではなくローテーションで採水していないか。 ○一定の場合（送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかである場合）であることが認められていないにもかかわらず、浄水場の出口等で採水していないか。 ○給管はあるが低減化対策（pH調整又は胃壁管に対する広報活動）がなされていない場合、更に採水地点について状況を確認し、給管のない給水栓のみを定点として選択していないか。	(3)検査に供する水の採取場所の数については、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できるよう、水道の規模に応じ、水源の種別、浄水施設及び配水施設ごとに合理的な数となるよう設定することともに、配水管の末端等水が停滞しやすい場所も選定することが必要であること。また、必要に応じて水源、浄水施及び配水池における水質も検査すること。 ○平15健水発第1010001号（課長通知）「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」別添1の注1 一定の場合とは、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合であり、この場合には、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかにおいて採水することができる。 ○水道法逐条解説（第20条関係） 「（略）「判断できる場所」とは、給水栓のほか配水管の末端等水が停滞しやすい場所を含むものであり、(略)
		○平成19健水発第1221001号（課長通知）「鉛製給水管の適切な対策について」 （略）近年の統計調査においても依然として鉛製給水管が残存しており、鉛に対する抜本的な対策としては給鉛給水管の布設替えが必要であることから、平成16年6月に当省が策定した「水道ビジョン」では、達成すべき施策目標のひとつとして、鉛製給水管の総延長を5年後に半減し、できるだけ早期にゼロにするという目標を掲げ、取り組みの推進を図ってきているところである。 また、これに関連して、平成19年8月に実施した「鉛製給水管に関するアンケート調査」の結果、水道事業者間においては鉛製給水管対策の遅延に差異がみられ、鉛製給水管が残存している水道事業者において鉛製給水管布設替計画を策定していないものが半数以上を占めるなど、鉛製給水管の早期全廃への目標達成に依然として課題が残っていることが明らかとなった。 ついては、他に係る水質基準確保のためには、以下の内容が重要と考えられる（略） 3 鉛の水質基準の確保 鉛製給水管の布設替えが完了するまでの間においては、以下の(1)から(3)等により、鉛の水質基準の確保に万全を期されたい。(略) (2)鉛濃度の把握 鉛製給水管を使用している給水栓における鉛濃度の把握に努めること（例えば、定期水質検査の採取場所に含めることや給鉛給水管に着目した水質調査の実施等）。 (3)鉛濃度が高い給水栓への対応 水質調査等により鉛濃度が高いことが把握されている給水栓について、水道事業者が実施する配水管分岐部から水道メーターまでの布設替えを優先的に実施する、使用者に布設替えを働きかける等の対応を図り、水質基準の確保に万全を期されたいこと。
	(2)採水所数は、水源の種別、浄水施設及び配水施設ごとに合理的な数となっているか。 また、配水系統ごとに選定しているか。 ○ループ管であっても合理的な数を選定しているか。	○法第19条第2項（水道技術管理者） 水道技術管理者は、以下の事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。 4 次条第1項の規定よる水質検査 ○平15健水発第1010001号（課長通知）「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第1の3 (1)水道法施行規則第15条第1項第2号の検査に供する水の採取場所たる給水栓の選定に当たっては、原則として配水系統ごとに1地点以上選定し（ただし、一の配水系統において検査を行うことにより、他の配水系統において供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できる場合を除く。）、また、検査項目ごとに異なった給水栓が選定されることがないようにすること。 （参考）維持管理指針
③水質管理目標設定項目について水質検査を行っている	水質管理目標設定項目について、水源の種別や使用する資材、薬品の設	○平15健水発第1010001号（課長通知）「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第1の3 (8)水道法施行規則第15条第6項において規定することとされた水質検査計画に関して

か。	点から着目して項目を設定し、水質検査を実施しているか。また、検査結果を公表しているか。	は、以下のとおりとすること。 ニ 水質検査計画は水道法第20条第1項の規定に基づく水質検査を対象としたものであるが、水質管理目標設定項目(略)についても必要に応じて当該水質検査に準じて当該計画に位置付けられたいこと。 ○平15健水発第1010001号（課長通知）「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第3 1 基本的考え方 (1)水質管理目標設定項目は、浄水中で一定の検出の蓋然はあるが、毒性の評価が暫定的であるため水質基準とされなかったもの、又は、当該濃度を超えて浄水中で検出される可能性があるもの等水質管理上留意すべきものであること。このため、水質管理目標設定項目については、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から、水道事業者等において水質基準に係る検査に準じた検査等の実施に努め、水質管理活用されたいこと。また、水質管理目標設定項目の結果については、水道事業者等においてとりまとめ、(略)公表し、関係者の注意喚起等に努められたいこと。 (2)なお、水質管理上、着目すべき水質管理項目を以下のとおり水源の種別等ごとにまとめたので、参考にされたいこと。 イ 水源が湖沼等停滞性の水域である場合に着目すべき項目 アンチモン及びその化合物、亜硝酸態窒素、フタル酸エ（２－エチルヘキシル）、農薬類、カルシウム及びマグネシウム等（硬度）、マンガン及びその化合物、遊離炭酸、１，１，１－トリクロロエタン、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）、臭気強度（ＴＯＮ）、蒸発残留物、濁度、ｐＨ値、腐食性（ランゲリア指数）、促進栄養相関 ロ 水源が河川水である場合に着目すべき項目 上記イに掲げる項目、ウラン及びその化合物 ハ 水源が地下水である場合に着目すべき項目 上記ロに掲げる項目、１，２－ジクロロエタン、１，１，２－トリクロロエタン、トルエン、メチル－ｔ－ブチルエーテル、１，１－ジクロロエチレン ニ 使用する資機材及び薬品の観点から着目すべき項目 ニッケル及びその化合物、亜塩素酸、二酸化塩素、臭気強度（ＴＯＮ）、ｐＨ値、アルミニウム及びその化合物 ホ 消毒副生成物等の観点から着目すべき項目 亜塩素酸、二酸化塩素、ジクロロアセトニトリル、抱水クロラール、残留塩素、臭気強度（ＴＯＮ）、ｐＨ値 2 水質の測定等 (1)水質検査にあたっての地点や頻度設定の考え方は水質基準に係る検査に準じ、基本的には水質検査を行う地点と同一とすること。 ○平15健発第1010004号（局長通知）「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」第4 将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から、水道事業者等において水質基準に係る検査に準じて、体系的・継続的な監視によりその検出状況を把握し、水道水質管理上留意すべき項目として「水質管理目標設定項目」を別添１のとおり定めたこと。(略) ○平15健発第1010004号（局長通知）水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」第4の2 水質管理目標設定項目のうち最高値については、下記の式で与えられる検出指標値が1を超えないこととする「総最高方式」により水質管理目標設定項目に位置づけることとしたこと。(略) 測定を行う最高については、各水道事業者等がその地域の状況を勘案して適切に選定するものであるが、検出状況や使用量などを勘案し、浄水で検出される可能性の高い最高を別添2のとおりリストアップしたこと。　(略)

④水質検査の委託先の選定方法は適切か。	水質検査を適切な機関に委託しているか。	○法第19条第2項（水道技術管理者） 水道技術管理者は、以下の事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。 4 次条第1項の規定よる水質検査 ○法第20条第3項（水質検査） 水道事業者は、第1項の規定による水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならない。ただし、当該水質検査を、厚生労働省令の定めるところにより、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に委託して行うときは、この限りでない。 ○法第31条（準用） (略)第19条から第23条まで(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略)
⑤水質検査結果は水質基準を満たしているか。	(1)水質検査結果は、水質基準（水質基準に関する省令）を満たしているか。	○法第4条（水質基準） 1 水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。 (1)病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。 (2)シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。 (3)砒、鉄、弗素、フェノールその他の物質をその許容量をこえて含まないこと。 (4)異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。 (5)異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。 (6)外観は、ほとんど無色透明であること。 2 前項各号の基準に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。 ○法第19条第2項（水道技術管理者） 水道技術管理者は、以下の事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。 4 次条第1項の規定よる水質検査 ○法第20条第1項（水質検査） 水道事業者は、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。 ○平15厚労省令第101号「水質基準に関する省令」 水道により供給される水は、次の表の上欄に掲げる事項につき厚生労働大臣が定める方法によって行う検査において、同表の下欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。　(略)
	(2)水質基準を超えた値が検出された場合は、直ちに原因究明を行い必要な措置を講じているか。 ○毎日検査を委託している場合にあっては、異常が認められた際、速やかに報告を受けられる体制になっているか。	○平15健水発第1010001号（課長通知）「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」の第2の1 水質検査の結果、水質基準を超えた値が検出された場合には、直ちに原因究明を行い、基準を満たすため下記2から5に基づき必要な対策を講じること。(略)
	(3)異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行っているか。	○平15健水発第1010001号（課長通知）「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」の第2の1 (略)なお、水質検査結果に異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行うこと。
⑥臨時の水質検査は昨年度行うたか。	(1)臨時の水質検査が必要となるような状況は生じていないか。生じていると認められる場合、水質	○法第19条第2項（水道技術管理者） 水道技術管理者は、以下の事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。 4 次条第1項の規定よる水質検査

	検査を行っているか。	○法第20条第2項（水質検査） 水道事業者は、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。 ○法第31条（準用） （略）第19条から第23条まで（略）の規定は、水道用水供給事業者について準用する。（略） ○施行規則第15条第2項（定期及び臨時の水質検査） 法第20条第1項の規定により行う臨時の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。 (1) 水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがある場合に基準の表の上欄に掲げる事項について検査を行うこと。 （採水場所については別表参照） ○施行規則第15条第3項（定期及び臨時の水質検査） （略）第2項の検査は、水質基準に関する省令 に規定する厚生労働大臣が定める方法によつて行うものとする。 ○施行規則第52条（準用） （略）第15条（略）の規定は、水道用水供給事業について準用する。（略） ○平15厚告示第261号「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（略） ○平15健水発第1010001号（課長通知）「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第1の3 (7) 臨時の水質検査は次のような場合に行うこと。 イ 水源の水質が著しく悪化したとき。 ロ 水源に異常があったとき。 ハ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。 ニ 浄水過程に異常があったとき。 ホ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。 ヘ その他特に必要があると認められるとき。 ○平17健水発第0525001号（課長通知）「水道施設の工事の施工における留意事項について」 2 施工方法の検討 （略）ただし、やむを得ず、対象となる系列や設備の運転を停止させずに浄水に直接又は間接にふれる可能性のある水道施設の工事を施工する場合には、有害な物質が浄水に混入しないよう、施工方法をあらかじめ十分検討すること。特に、使用する材料の物性に応じて、当該物質の直接混入だけでなく、気化等による間接混入も防止するための措置を講ずること。 3 施工管理の徹底 （略）併せて、上記2のただし書きに該当する場合には、工事期間中は臨時の水質検査を行って汚染がないことを確認するなど、水質管理に万全を期すこと。
	(2) 臨時の水質検査結果において異常が認められた場合、どのような対応をとっているか。	○平15健水発第1010001号（課長通知）「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」の第2の1 水質検査の結果、水質基準を超えた値が検出された場合には、直ちに原因究明を行い、基準を満たすため下記2から5に基づき必要な対策を講じること。なお、水質検査結果に異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行うこと。（略）
⑦原水の水質検査は適正に実施しているか。	(1) すべての水源の原水について、水質が悪化悪化していると考えられる時期を含んで少なくとも毎年1回は定期的に全項目検査（消毒副生成物を除く。）を実施しているか。	○平5厚水第187号（課長通知）「「「水道法の施行について」の一部改正について」留意事項等について」2 水道用水供給事業又は他の水道事業から供給を受ける水のみを水源とする水道事業については、従前どおり原則として水質基準の全ての事項を対象に水質検査を行うものであるが、水を供給する水道用水供給事業又は水道事業が行う浄水の採水場所と、供給をうける水道事業が行う原水の水質検査の採水場所とが隣接している場合には、双方が調整を図ることにより、水を供給する水道用水供給事業又は水道事業が行う浄水の水質検査を、供給を受ける水道事業が行う原水の水質検査として取り扱うことも差し支えない。 ○平15健水発第1010001号（課長通知）「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則

		の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第4の2 すべての水源の原水について、水質が最も悪化していると考えられる時期を含んで、少なくとも毎年1回は定期的に全項目検査（総トリハロメタン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、塩素酸、臭素酸、ホルムアルデヒド及び味を除く）を実施し、（略）その結果 を一定期間保存されたいこと。（略）
	(2) 必要に応じて水質管理目標設定項目等についても検査を実施しているか。	○平15健水発第1010001号（課長通知）「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第4の2 すべての水源の原水について、水質が最も悪化していると考えられる時期を含んで、少なくとも毎年1回は定期的に全項目検査（略）を実施し、また必要に応じて水質管理目標設定項目等についても検査を実施し、その結果を一定期間保存されたいこと。（略）
⑧水質検査計画は策定されているか。	(1) 水質検査計画は、毎事業年度の開始前に策定されているか。	○施行規則第15条第6項（定期及び臨時の水質検査） 水道事業者は、毎事業年度の開始前に第1項及び第2項の検査の計画を策定しなければならない。 ○施行規則第52条（準用） （略）第15条（略）の規定は、水道用水供給事業について準用する。（略）
	(2) 策定されている場合、その内容は適切か。	○施行規則第15条第7項（定期及び臨時の水質検査） 水質検査計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの (2) 第1項の検査を行う項目については、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由 (3) 第1項の検査を省略する項目については、当該項目及びその理由 (4) 第2項の検査に関する事項 (5) 法第20条第3項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容 (6) その他水質検査の実施に際し記載すべき事項 ○施行規則第52条（準用） （略）第15条（略）の規定は、水道用水供給事業について準用する。（略） ○平15健水発第1010001号（課長通知）「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第1の3 (8) 水道法施行規則第15条第6項において策定することとされた水質検査計画に関しては、以下のとおりとすること。 イ 「水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの」とは、原水から給水栓に至るまでの水質の状況、汚染の要因や水質管理上留意すべき対象項目等の水質管理上の留意すべき事項であって、水質検査計画を策定する上で関係する事項であること。 ロ 「臨時の水質検査に関する事項」とは、臨時の水質検査を行うための要件、水質検査を行う項目等であること。 ハ 「その他水質検査の実施に際し記載すべき事項」とは、水質検査結果の評価に関する事項、水質検査計画の見直しに関する事項、水質検査の精度及び信頼性保証に関する事項、関係者との連絡に関する事項等であること。
	(3) 水質管理目標設定項目及び原水に係る水質検査項目のうち、必要な項目が水質検査計画に位置付けられているか。	○平15健水発第1010001号（課長通知）「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第1の3(8) ニ 水質検査計画は水道法第20条第1項の規定に基づく水質検査を対象としたものであるが、水質管理目標設定項目及び原水に係る水質検査についても、必要に応じて当該水質検査に準じて当該計画に位置付けられたいこと。
⑨水質検査の精度管理及び信頼性の保証が確保されているか。	(1) 自己検査を行っている場合、水質検査の精度管理を行っているか。	○平15健水発第1010001号（課長通知）「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第4の5 水道法第20条第1項の規定に基づく水質検査の実施に当たっては、その精度管理と信頼性の保証が重要であることから、当該検査を行う水道事業者等においては、信頼性保証部門と水質検査部門に各責任者を配置した組織体制の整備や標準作業書の作成等を行うなどにより、正確な検査結果を得るための体制の構築に努められたいこと。
	(2) 正確な検査結果を得るための体制の構築に努めているか。 ○信頼性保証部門と水質検査部門に各責任者を配置した組織体制の整備を行っているか。 ○標準作業書の作成等を行っているか。また、最新の公定法を反映して見直しを行っているか。 (例) 信頼性保証部門 ・水質検査の業務の管理及び精度の確保を行う部門	○平15健水発第1010001号（課長通知）「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第4の5 水道法第20条第1項の規定に基づく水質検査の実施に当たっては、その精度管理と信頼性の保証が重要であることから、当該検査を行う水道事業者等においては、信頼性保証部門と水質検査部門に各責任者を配置した組織体制の整備や標準作業書の作成等を行うなどにより、正確な検査結果を得るための体制の構築に努められたいこと。
	(3) 水質検査を委託している場合は、精度管理の結果について確認しているか。	
⑩過去5年間の水質検査記録が保存されているか。	(1) 水質検査の記録を適正に作成しているか。 ○毎日検査の願、色、濁りについて、異常がなくても記入しているか。	○法第20条第2項（水質検査） 水道事業者は、水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、（略） ○法第31条（準用） （略）第19条から第23条まで（略）の規定は、水道用水供給事業者について準用する。（略） ○平15健水発第1010001号（課長通知）「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第1の3 (9) （略）水質試験・検査の結果を記載する書類の例を別添2に示したので参考とされたい。（略）
	(2) 過去5年間の水質検査に関する記録は保存されているか。	○法第20条第2項（水質検査） 水道事業者は、水質検査を行ったときは、（略）水質検査を行った日から起算して5年間、これを保存しなければならない。 ○法第31条（準用） （略）第19条から第23条まで（略）の規定は、水道用水供給事業者について準用する。（略）

5．水質管理		
①水源周辺及び上流域の汚染源の把握はされているか。	(1) 水源付近及びその住宅地域において汚染源及び汚染源となるおそれのある工場、事業場等の立地状況等（工場、事業場の有無、種類、汚染物質の排出状況等）について把握されているか。 (例) おそれのある工場等 ・水質汚濁防止法 ・PRTR法届出施設 ・産廃処分場 ・下水処理施設 ・畜舎	○平15健水発第1010001号（課長通知）「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第4の3 平常より、水源付近及びその住宅地域について、汚染源及び汚染源となるおそれのある工場、事業場等の有無及び住宅地並びに汚染物質の排出状況などの把握に努めること。また、そのために、必要に応じ関係行政機関などの協力を得るように努めること。 ○平17健水発第1017001号（課長通知）「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.6(2)③ できる限り良好な水質の水を原水として利用するために必要な場合に、水源保全対策や取水地点等の変更等による原水水質改善対策について、目標を設定する。 ○平17健水発第1017001号（課長通知）「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.6(2) ・流域圏ごとの水質管理情報の共有化（略）による水源水質の向上
	(2) 水源が汚染されるおそれのある水道事業者等においては、水源の監視を強化しているか。 また必要に応じ、水道原水による魚類の飼育、自動水質監視機器等により、毒劇物等による汚染の早期発見の措置がなされているか。 ○常時監視できる体制となっているか。	○平14健水発第0327001号（課長通知）「水道法の施行について」第4の2 水道水質管理に関して、汚染の早期発見を図るため、水源の監視、魚類の飼育等の導入を図る等の体制整備を図り（略） ○平15健水発第1010001号（課長通知）「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第4 4 汚染の早期発見及び連絡通報体制の整備について 水道原水が汚染されるおそれのある水道事業者等にあっては水源の監視を強化し、また必要に応じて水道原水による魚類の飼育、自動水質監視機器の導入を考慮するなど、毒劇物等による汚染の早期発見に努めること。（略） 別添3 水質異常時の対応について 1 厚生労働省令の第10の項から30の項までの上欄に掲げる事項 (3) 水源の監視 原水における水質異常を早期に発見するため、各水道においては水源の監視を強化するとともに、水道水源による魚類の監視、自動水質監視機器の導入等を図ること。（略） ○平17健水発第1017001号（課長通知）「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.6(2) ・水道水源の水質監視体制強化、（略）
	(3) 必要に応じ、各水系ごとに関係水道事業者等及び関係行政機関の間の相互連絡通報体制を整えているか。	○平14健水発第0327001号（課長通知）「水道法の施行について」第4の2 水道水質管理に関して、汚染の早期発見を図るため、（略）外部から情報を活用するべく情報受付窓口の設置等も併せて行うことが望ましい。また、水源の汚染等を発見したときに、直ちに適切な対策が講ぜられるよう平常より関係者の体制整備に努めること。（略） ○平15健発第1010004号（局長通知）「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」第5の2 将来にわたり水質基準に適合する水を供給するためには、良好な水源を確保することが基本であるが、富栄養化による異臭味問題の拡大、化学物質の検出など水源水質の悪化は今後とも懸念されることから、水道水源保全対策が早期に講じられるよう、水道事業者等、関係部局等との連携を密にするよう留意されたいこと。

		○平15健水発第1010001号（課長通知）「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」 第4 その他の留意事項 4 汚染の早期発見及び連絡通報体制の整備について (略) 水源の汚染又はそのおそれのある事実を発見したときは、直ちに適切な対策が講ぜられるよう平常より連絡通報体制を整備し、関係者に周知しておくこと。なお、必要に応じ、各水系ごとに関係水道事業者等及び関係行政機関の間の相互連絡通報体制を整えるよう努めること。 別表3 水質異常時の対応について 1 新基準省令の表中1の項から30の項までの上欄に掲げる事項 (3) 水源の監視 (略) 水源の水質異常時に直ちに適切な対応が講じられるよう、平時より関係者との連絡通報体制を整備する等を図ること。 ○平17健水発第1017001号（課長通知）「地域水道ビジョンの作成について　地域水道ビジョンの手引き」3.6(2) ・関係機等における関係機関との連携方策推進による水源水質の向上
【クリプトスポリジウム等対策】		
②原水のクリプトスポリジウム等（クリプトスポリジウム及びジアルジア）による汚染のおそれの判断をしているか。	(1) 指標菌の検出レベル等からリスクレベルの判断を行っているか。 (注) 浅井戸であっても、原水から指標菌が検出される場合があり、表流水の影響のある地下水を取水しているなど、指標によってはクリプトスポリジウム等の汚染のおそれがある。	○平19健水発第0330005号（課長通知）「水道水中のクリプトスポリジウム等対策指針の実施について」第2 留意事項 1、定期的な原水に係る検査の実施について 水道原水におけるクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度を把握するため、指針に基づき、平成19年度以降できるだけ早期に原水に係る検査の実施体制の整備等につき必要な措置を講じ、定期的に原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施すること ○水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針（平19健水発第0330005号（課長通知）「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」） 2、水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの判断 (1) レベル4（クリプトスポリジウム等による汚染のおそれが高い） 地表水を水道の原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがある施設 (2) レベル3（クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがある） 地表水以外の水を水道の原水としており当該原水から指標菌が検出されたことがある施設 (3) レベル2（当面、クリプトスポリジウム等による汚染の可能性が低い） 地表水等が混入していない被圧地下水以外の水を原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがない施設 (4) レベル1（クリプトスポリジウム等による汚染の可能性が低い） 地表水等が混入していない被圧地下水以外のみを原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがない施設 ○指標菌 大腸菌及び嫌気性芽胞菌は水道水源の糞便による汚染の指標として有効である。また、その感染経路から、糞便により汚染された水源の水にはクリプトスポリジウム等が混入するおそれがある。このため原水にいずれかの指標菌が検出された場合には「原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合」に該当することとなる。 ○平12厚省令第15号「水道施設の技術的基準を定める省令」第5条第1項第8号 原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合にあっては、これらを除去することができるろ過等の設備が設けられていること。 ※全量受水の場合、当該水道用水供給事業において、クリプトスポリジウム等に対する予防対策がなされていれば、混入するおそれは無いと言える。

③クリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度に応じた予防対策がされているか。	(1) 原水にクリプトスポリジウム等による汚染のおそれがある施設では、ろ過施設の整備等又は水源対策の措置を講じているか。	○平12厚省令第15号「水道施設の技術的基準を定める省令」第5条第1項第8号 原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合にあっては、これらを除去することができるろ過等の設備が設けられていること。 ただし、次に掲げる要件を備えている場合は、この限りではない。 イ　地表水を原水としないこと。 ロ　紫外線が照射される水の濁度、色度その他の水質が紫外線処理に支障がないものであること。 ハ　原水中の耐塩素性病原生物を不活化することができる紫外線処理設備が設けられていること。 ○水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針（平19健水発第0330005号（課長通知）「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」） 3、予防対策 水道事業者等は、水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度に応じ、次の対応措置を講じること。 (1) 施設整備 (ア) レベル4 ろ過池またはろ過膜（以下、「ろ過池等」という。）の出口の濁度を0.1度以下に維持することが可能なろ過施設（急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過等）を整備すること。 (イ) レベル3 以下のいずれかの施設を整備すること。 (a) ろ過池等の出口の濁度を0.1度以下に維持することが可能なろ過施設（急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過等） (b) クリプトスポリジウム等を不活化することができる紫外性処理施設。具体的には以下の要件を満たすもの ①紫外線照射機を通過する水量の95%以上に対して、紫外線（253.7nm付近）の照射量を常時10mJ/cm²以上確保できること。 ②処理対象とする水が以下の水質を満たすものであること。 ・濁度　2度以下 ・色度　5度以下 ・紫外線（253.7nm付近）の透過率が75%を超えること（紫外線吸光度が0.125 abs./10mm未満であること） ③十分に紫外線が照射されていることを常時確認可能な紫外線強度計を備えていること。 ④原水の濁度の常時測定が可能な濁度計を備えていること（過去の水質検査結果等から水道の原水の濁度が2度に達しないことが明らかである場合を除く。） (4) 水源対策 地表水若しくは伏流水の取水施設の近傍上流域又は浅井戸の周辺にクリプトスポリジウム等を排出する可能性のある汚水処理施設等の排水口がある場合には、当該排水口を取水口等より下流に移設し、又は、当該排水口より上流への取水口等の移設が極久的対策として重要であるので、関係機関と協議うえ、その実施を図ること。 また、レベル3又はレベル4の施設においてクリプトスポリジウム対策に必要な施設を整備することが困難な場合には、クリプトスポリジウム等によって汚染される可能性の低い原水を取水できる水源に変更する必要があること。
	(2) 汚染のおそれのある施設において適切な運	○水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針（平19健水発第0330005号（課長通知）「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」）

	転管理を行っているか。 ○ろ過施設の濁度管理等を適正に行っているか。 ○紫外線の照射量や維持管理等を適正に行っているか。 ○施設整備中の管理を適正に行っているか。	3、予防対策 水道事業者等は、水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度に応じ、次の対応措置を講じること。 (3) *運転管理* (ア) ろ過 ①ろ過池等の出口の水の濁度を常時監視し、ろ過池等の出口の濁度を0.1度以下に維持すること。 ②ろ過方式ごとに適切な浄水管理を行うこと。特に急速ろ過法を用いる場合にあっては、原水が低濁度であっても、必ず凝集剤を用いて処理を行うこと。 ③凝集剤の注入量、ろ過池等の出口濁度等、浄水施設の運転管理に関する記録を残すこと。 ○共通の留意事項 ・ろ過池等の出口の水の濁度はそろ過池等ごとに測定することとするが、不可能な場合は、各処理系統ごとに測定することとし、いずれの場合も測定記録を残すこと。 (イ) 紫外線処理 ①紫外線強度計により常時紫外線強度を監視し、水量の95%以上に対して紫外線（253.7nm付近）の照射量が常10mJ/cm²以上得られていることを確認すること。 ②原水濁度が2度を超えた場合は取水を停止すること。ただし、紫外線処理設備の前にろ過施設を設けている場合は、この限りではない。③常に設計性能が得られるように維持管理（運転状態の点検、保守部品の交換、センサー類の校正）を適正な頻度と方法で実施すること。 (ウ) 施設整備中の管理 ①レベル4 クリプトスポリジウム等対策のために施設整備を早急に完了する必要があるが、整備中の期間においては、原水の濁度を常時計測して、その結果を遅滞なく把握できるようにし、濁水等により原水の濁度レベルが通常より高くなった場合には、原則として原水の濁度が通常のレベルに低下するまでの間、取水停止を行うこと。ただし、上流の河川工事等が水道原水の濁度を上昇させている場合、底泥をまき上げない工事等のように必ずしもクリプトスポリジウム等による汚染を生じさせないものもあるため、当該工事の規模、場所その他を勘案して取水停止の必要性を判断すること。 ②レベル3 クリプトスポリジウム等対策のために必要な施設整備に時間を要する場合には、以下のいずれかの措置をとること。 ・過去の水質検査結果等から原水等により原水の濁度レベルが高くなることが明らかである場合には、原水の濁度を常時監視して、その結果を遅滞なく把握できるようにし、原水の濁度レベルが通常のレベルに低下するまでの間、取水停止を行うこと。 ・その他の場合には、原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査の結果、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれが高くなったと判断される場合には、取水停止等の対策を講じること。
	(3) 原水等の検査を適切に行っているか。	○平19健水発第0330005号（課長通知）「水道水中のクリプトスポリジウム等対策指針の実施について」第2 留意事項 1、定期的な原水に係る検査の実施について 水道原水におけるクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度を把握するため、指針に基づき、平成19年度以降できるだけ早期に原水に係る検査の実施体制の整備等につき必要な措置を講じ、定期的に原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施すること。 ○水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針（平19健水発第0330005号（課長通知）「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」） 3、予防対策

		水道事業者等は、水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度に応じ、次の対応措置を講じること。 (2) *原水等の検査* (ア) レベル4及びレベル3 ・水質検査計画等に基づき、適切な頻度で原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査をすること。ただし、クリプトスポリジウム等の除去又は不活化のために必要な施設を整備中の期間においては、原水のクリプトスポリジウム等を3ヶ月に1回以上、指標菌を月1回以上検査すること。 (イ) レベル2 ・3ヶ月に1回以上、原水の指標菌の検査を実施すること。 (ウ) レベル1 ・年1回、原水の水質検査を行い、大腸菌、トリクロロエチレン等の地表からの汚染の可能性を示す項目の検査結果から被圧地下水以外の水の混入の有無を確認すること。 ・3年に1回、井戸内部の撮影等により、ケーシング及びストレーナーの状況、異物の状況等の点検を行うこと。 ○留意事項 レベル4及びレベル3の場合、浄水を毎日1回20リットル採水し、ポリタンクに注入した水または採水した水から得られるサンプルを14日間保存することが望ましい。そのための採水は浄水施設で行うことが望ましいが、当該浄水場からの給水を受ける配水系統内の給水栓の水でも差し支えない。
④クリプトスポリジウム等が検出された時の対応は整備されているか。	浄水からクリプトスポリジウム等が検出された場合の対応について整備されているか。 (注) 全量受水の場合にも、対応について整備する必要がある。	○水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針（平19健水発第0330005号（課長通知）「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」） 4、クリプトスポリジウム症等が発生した場合の応急対応 クリプトスポリジウム症等が発生し、水道水がその原因であるおそれがある場合には、関係者は次の対応措置を講ずること。 (1) 応急対応の実施 水道事業者等をはじめ、都道府県の関係部局は連携して応急対応を実施すること。 ○広域体制の整備　感染症の発生を迅速に把握するとともに、応急対応が遅滞なく実施されるよう、都道府県（水道行政担当部局、感染症担当部局、食中毒担当部局、保健所等）、水道事業者、水道用水供給事業者等の関係者の間における連絡マニュアル・連絡網を予め策定しておくこと。　(略)
7．危機管理対策		
①危機管理マニュアル類の整備はされているか。 ※（参考）平成18年度報酬調査.[様式7]	危機管理マニュアル類（水質事故対策、テロ対策、震災対策、停電時対策、悪水対策等）は整備されているか。	○法第19条第2項（水道技術管理者） 水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。 7 第23条第1項の規定による給水の緊急停止 ○法第23条第1項（給水の緊急停止） 水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

		○法第31条（準用） （略）第23条（略）の規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、（略）第23条第1項中「関係者に周知させる」とあるのは「水道用水の供給を受ける水道事業者に通知する」と（略）読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 ○昭55環水第3号（課長通知）「水道事業等における地震対策について」 （略）貴管下の水道事業者等においてもこれに準じて地域の実情に即した地震防災の計画を策定するよう指導されたい。 （別添）大規模地震対策特別措置法に基づく水道事業等に係る地震防災強化計画等の作成について 1 組織、体制に関する事項　（略） 2 地震予知情報、応急対策実施状況等の情報の伝達に関する事項　（略） 3 緊急断水栓に関する事項　（略） 4 施設点検及び工事の中止に関する事項　（略） 5 応急給水に関する事項　（略） 6 応急復旧に関する事項　（略） 7 職員に対する教育、訓練に関する事項 別添　（略） ○昭61環水第116号（課長通知）「停電時における遠隔体制の整備及び停電に配慮した水道施設整備の推進等について」3 地震、風水害等に備えた防災計画について、電気事業者の意見を参考として、電力供給が停止するケースも想定した防災計画の策定・充実 ○昭49環計第35号（部長通知）「渇水対策について」Ⅱ3 渇水時に予想されるすべての事態を想定して、おおむね次に掲げる渇水対策活動に関する計画をあらかじめ作成し、渇水対策活動を効果的に行えるよう備えること。 (1)広報活動、(2)給水制限の実施、(3)応急給水の実施、(4)緊急水源の確保、(5)保健衛生対策 ○昭59厚水第46号（課長通知）「渇水対策指針の送付について」　（略） ○平13健水発第87号（課長通知）「「米国の同時多発テロ」を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」2、平18事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(2) さらに、応急復旧体制や応急給水体制も含めて緊急事態への対応体制を確立するとともに、これらについてのマニュアルの策定を行い、関係者の周知徹底、緊急事態対応の訓練等を通じた対応体制の強化を図ること。 ○平17健水発第1017001号（課長通知）「地域水道ビジョンの作成について　地域水道ビジョンの手引き」3.6(3) ・地震、水害等の各種危機管理マニュアルの策定 (参考)平9.1水道の耐震化計画策定指針（厚生省） (参考)平19.3「危機管理対策マニュアル策定指針」（厚生労働省） (参考)平20.3「水道の耐震化計画等策定指針」（見直し） (参考)平19目途「広域的災害対策計画策定指針」
②連絡体制の整備状況は万全か。	水質事故、地震災害時等緊急時における当該事業者内関係水道事業者及び関係行政機関への連絡・対応体制は整えられているか。また、直ちに適切な対策が講じられるよう平時より関係者に周知しているか。 ○厚生労働省及び関係機関	○法第19条第2項（水道技術管理者） 水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。 7 第23条第1項の規定による給水の緊急停止 ○法第23条第1項（給水の緊急停止） 水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。 ○法第31条（準用） （略）第23条（略）の規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、

		への連絡先が緊急時の連絡体制図等に明記されているか。

		1. 自然災害による断水等水道施設への被害が確認された場合 2. 渇水による断減水が発生した場合 3. 事故その他の原因による断減水が発生した場合 4. 健康に影響を及ぼす(おそれのある)水質事故の発生が確認された場合 5. 断減水発生事態以外で通報をお願いした事項 (1)水道に対するテロが発生した場合 (2)水道における情報システム障害(サイバー攻撃)が発生した場合
③給水停止等の指揮命令系統は明確であるか。	(1) 給水の緊急停止措置の指揮命令系統は、明確になっているか。 ○水道技術管理者が指揮命令系統に位置付けられ適切に関与できる体制となっているか。	○法第19条第2項（水道技術管理者） 水道技術管理者は、次に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。 (7) 第23条第1項の規定による給水の緊急停止 ○法第23条第1項（給水の緊急停止） 水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。 ○法第31条（準用） （略）第23条（略）の規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、（略）第23条第1項中「関係者に周知させる」とあるのは「水道用水の供給を受ける水道事業者に通知する」と（略）読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 ○昭49環計第36号（部長通知）「渇水対策について」Ⅱ2 （略）水道事業体内部における各種渇水対策活動に関する指揮命令系統の明確を期すること。 ○平13健水発第87号（課長通知）「「米国の同時多発テロ」を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」2、平18事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(2) （略）また、給水停止措置等の緊急事態対応の指揮命令系統を明確化し、対応の迅速化等に努めること。（略） ○平17事務連絡「国民の保護に関する基本方針について」 （略）ついては、それぞれの国民保護計画又は国民保護業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するするために必要な措置を講じられるようお願いします。 ○平成17（厚生労働省）「生活関連等施設の安全確保の留意点」3 ・給水停止指置等や緊急対応の指揮命令系統を確認すること。
	(2)給水の緊急停止を行った場合、関係者に周知させる措置が講じられていたか。 （過去5年以内で、緊急停止の実績はあるか。また、その理由は何か。）	○法第23条第1項（給水の緊急停止） 水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。
④応急復旧体制、応急給水体制は確立されているか。	(1)応急復旧体制、応急給水体制は確立されているか。	○法第19条第2項（水道技術管理者） 水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。 7 第23条第1項の規定による給水の緊急停止 ○法第23条第1項（給水の緊急停止） 水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

		○法第31条（準用） （略）第23条（略）の規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、（略）第23条第1項中「関係者に周知させる」とあるのは「水道用水の供給を受ける水道事業者に通知する」と（略）読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 ○昭49環計第36号（部長通知）「渇水対策について」Ⅱ(3) 応急給水活動は、他都市等との協定を十分図り、医療機関等に対し十分に配慮するなど、十分な体制と準備のもと計画的に行うこと。 ○昭55環水第3号（課長通知）「水道事業等における地震対策について（別添）大規模地震対策特別措置法に基づく水道事業等に係る地震防災強化計画等の作成について　て」 5 発災後、市町村長等が行う応急給水に対する水道事業等の協力については、その役割分担、必要水量、時期及び給水拠点の把握を行った上、必要に応じて次の事項に係る内容を明示すること。 (1)手順、方法等に関する応急給水要領 (2)人員、資機材の確保対策 (3)応援給水の受入体制 (4)応急給水における衛生対策 6 応急復旧に関する事項 被災した水道施設は可及的速やかに復旧する必要があるので、その被災状況の想定を行った上、次の事項に係る内容を明示すること。 (1)手順、方法等に関する応急復旧要領 (2)復旧組織の整備 (3)管、弁類の備蓄等復旧資機材の確保対策 (4)建設業者等の協力の確保 別添 厚生省防災業務計画 第1 編第5章第2節 第1 水道施設の耐震化等 3 水道事業者等は、緊急時に応急給水用の水を確保できるよう、配水池容量の拡大、緊急遮断弁の設置等を計画的に推進するよう努める。 第2 災害時応急体制の整備 3 水道事業者等は、水道施設に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。 (1)応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成すること。 (2)地方公共団体の防災担当部局と協力し、災害時の情報伝達手段を整備すること。 (3)他の水道事業者等と協定し、災害援助協定を締結すること等により、相互協力体制を可能な限り広域にわたって確立すること。 (4)応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備すること。 (5)消防水利の多様化促進、緊急輸送手段の確保等について、平常時から、関係機関と協議・調整を行うこと。 第2編第5章第2節 第2 応急給水及び応急復旧 1 被災水道事業者等は、地域防災計画及びあらかじめ定めた行動指針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施する。 2 被災水道事業者等は、応急給水及び応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、相互応援協定等に基づき、都道府県を通じて、他の水道事業者等に支援を要請する。 第3 被災者への情報伝達 （略）水道事業者等は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、（略）応急給水及び応急復旧状況に関して保健衛生上留意すべき事項等について的確な情報提供を行う。 ○平13健水発第87号（課長通知）「「米国の同時多発テロ」を契機とする国内におけるテロ

	○関係機関と連携し、基幹病院等及び透析医療機関の重要施設に係る応急給水体制を構築しているか。	事件発生に関する対応について」2、平18事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(2) (略)さらに、応急復旧体制や応急給水体制も含めて緊急事態への対応体制を確立する。(略) ○平17厚水発第1017001号（課長通知）「地域水道ビジョンの作成について　地域水道ビジョンの手引き」3.5(3) ④応急給水実施の確保 災害発生や水質事故等による給水停止事態においても必要な応急給水の実施を確保するための施策について、応急給水目標量等に関する目標を設定する。特に東海地域及び東南海地域においては早期の達成を目指す。 ⑤応急復旧体制の整備 他水道事業者等との災害時応援協定の締結等による応急復旧体制の整備について、目標を設定する。特に東海地域及び東南海地域においては早期の達成を目指す。また、小規模の水道事業等においては、近隣の水道事業者等による支援体制の整備が重要であることに留意する。 ○平17厚水発第1017001号（課長通知）「地域水道ビジョンの作成について　地域水道ビジョンの手引き」3.6(3) ・他水道事業者等との災害時における相互応援協定等による応急給水・応急復旧体制の整備 ○平成18厚水発第1109001号（課長通知）「水道施設の適切な維持管理及び事故対応の徹底について」 （略）　水道用水供給事業者の送水施設（隧道）破損事故により、広範囲かつ長時間の断水が発生したことに鑑み（略）貴事業の基幹施設（導水管渠、送水管、配水本管等）について次の内容を適切に実施されたい。 （略） 2. 事故時の応急給水や、より迅速な復旧を図るための体制を確保すること。 3. 上記の実施にあたっては、別紙フロー図に基づき現状分析を行い、維持管理及び事故対応に係る水準に応じた対応策を講ずること。 ○平成19事務連絡「基幹病院等及び透析医療機関に至る水道施設の耐震化等について」 別添のとおり厚生労働省関係各部局課長連名で、（略）災害時における基幹病院等及び透析医療機関への給水を確保するため、下記について留意の上、一層の取り組みをお願いします。 （略） 2. 関係機関と連携し、基幹病院等の重要給水施設に係る応急給水体制を構築、確認するなど、断水発生時においても速やかに対応が図れるよう、応急給水体制の充実を図ること。 ○平成19厚水発第0823001号（課長通知）「災害時の人工透析提供体制の確保について」 災害時の人工透析提供体制の確保については、慢性腎不全の患者は2、3日に1回人工透析を実施することが生命維持に不可欠であるため、災害時においても、人工透析を継続することがきわめて重要であり、（略）　今後も災害時に適切に人工透析を提供することができるようにすることが重要であることから、このたび、災害時の人工透析提供体制の確保について求められる取組を、下記のとおりまとめたので、参考の上、災害時の人工透析の確保体制に遺漏がないよう、平時よりマニュアルの策定等、一層の取組をお願いするとともに、貴管下市町村及び関係機関に周知方お願いする。 （略） 2. 水・医薬品等及び医療機関の確保 都道府県は、平時においては、透析医療機関の耐震化に努めるとともに、水道事業者等と連携し当該施設に至る水道施設の耐震化の促進に努める。また、水等の供給が絶たれた場合の対応について、自己水源や自家発電装置の確保状況の把握・他の地方自治体との応援協定の構築など事前に対策を講じておくことが望ましい。（略） 都道府県は、災害発生時には、(注)日本透析医会等と連携しながら透析医療機関の状況を把握し、断水等により水の供給がないため人工透析を実施できない恐れのある医療

		機関に対しては、市町村、水道事業者等と連携し給水車による応急給水を実施する。（略）
	(2)国民保護計画に基づく水道の安定かつ適切に供給するための体制が整備されているか。 ○都道府県及び市町村の定める国民保護計画に内容（実施状況を含む）を把握しているか。	○国民保護法第34条（都道府県の国民の保護に関する計画） 1 都道府県知事は、基本方針に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない 2 前項の国民の保護に関する計画に定める事項は、次のとおりとする。（略） ○国民保護法第35条（市町村の国民の保護に関する計画） 1 市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない 2 前項の国民の保護に関する計画に定める事項は、次のとおりとする。（略） ○国民保護法第102条（生活関連等施設の安全確保）第1項 都道府県知事は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、次の各号のいずれかに該当する施設で政令で定めるもの（以下この条において「生活関連等施設」という。）のうち当該都道府県の区域内に所在するものの安全の確保が特に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、当該生活関連等施設の管理者に対し、当該生活関連等施設の安全の確保のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。 (1)国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの (2)その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設 ○国民保護法第134条第2項（電気及びガス並びに水の安定的な供給） 水道事業者、水道用水供給事業者（略）である地方公共団体及び指定地法公共　機関は、武力攻撃事態等において、それぞれ国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給するするため必要な措置を講じなければならない。 ○国民保護法施行令第27条（国民生活関連施設） 法第102条第1項の政令で定める施設は、次のとおりとする。 (3)水道法第3条第2項の水道事業又は同条第四項の水道用水供給事業の用に供する取水、貯水若しくは浄水のための施設又は配水池であって、これらの事業のため1日につき10万立方メートル以上の水を供給する能力を有するもの ○平17事務連絡「国民の保護に関する基本方針について」 （略）ついては、それぞれの国民保護計画又は国民保護業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するするために必要な措置を講じられるようお願いします。 ○平成17（厚生労働省）「生活関連等施設の安全確保の留意点」3 ・関係機関との緊密な連携を図るとともに、自主警戒、自主警備の強化に努めること。 ・水源の監視を強化すること。 ・水道施設の防護対策を確認すること。 ・バイオアッセイ等による水質管理を徹底すること。 ・当該施設への来訪者、出入業者の管理を徹底すること。 ・薬品、試品等の管理を徹底すること。 ・施設関係図面等の管理を徹底すること。 ・一般住民からの連絡窓口を設置し、それにより得た関係情報の施設内での周知、情報の共有化を図るとともに、必要に応じて更なる情報収集に努めること。 ・緊急時における関係者に関する連絡体制を確認すること。 ・給水停止措置等や緊急対応の指揮命令系統を確認すること。 ・応急復旧体制や応急給水体制を含めた緊急事態への対応体制を確認すること。
⑤給水車、給水タンク等の整備状況は万全か。	給水車、給水タンク等の確保はなされているか。 (注)水道用水供給事業であ	○昭55厚水第3号（課長通知）「水道事業等における地震対策について（別添）厚生省防災業務計画」第1編第6章第2節第2 3 水道事業者等は、水道施設に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行う

（現場にて確認）	っても、受水団体と整備数・設計分担等について協議をし給水車等の整備が必要である。	よう努める。 (4)応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その保守を迅速かつ円滑に行う体制を整備すること。 ○平13厚水発第87号（課長通知）「「米国の同時多発テロ」を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」1、平18事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(1) （略）薬品、薬品等の管理（略）など情報管理に努めること。 ○平成17（厚生労働省）「生活関連等施設の安全確保の留意点」3 ・薬品、薬品等の管理を徹底すること。
⑥緊急時の近隣市町村等との連携は図られているか。	緊急時の近隣市町村等との連携は図られているか。	○昭55厚水第3号（課長通知）「水道事業等における地震対策について（別添）厚生省防災業務計画」第1編第5章第2節第2 3 水道事業者等は、水道施設に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。 (2)地方公共団体の防災担当部局と協力し、災害時の情報伝達手段を整備すること。 (3)他の水道事業者等と協定し、災害援助協定を締結すること等により、相互協力体制を可能な限り広域にわたって確立すること。 ○昭61厚水第116号（課長通知）「停電時における連絡体制の整備及び停電に配慮した水道施設整備の推進等について」4(2) 送・配水系統等相互間の連絡施設（隣接水道との連携を含む）の整備 ○平15厚水第1010001号（課長通知）「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第4の4 また、水源の汚染又はそのおそれのある事実を発見したときは、直ちに適切な対策が講ぜられるよう平常より連絡通報体制を整備し、関係者に周知しておくこと。なお、必要に応じ、各水系ごとに関係水道事業者等及び関係行政機関の間の相互連絡通報体制を整えるよう努めること。 ○平13厚水発第87号（課長通知）「「米国の同時多発テロ」を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」2、平18事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(2) 緊急時対応の体制の確立の観点から、（略）緊急時における水道事業体内外の関係者に対する連絡体制を確立すること。（略） ○平17厚水発第1017001号（課長通知）「地域水道ビジョンの作成について　地域水道ビジョンの手引き」3.5.(3)⑤ 他水道事業者等との災害時応援協定の締結等による応急復旧体制の整備について、目標を設定する。特に東海地域及び東南海地域においては早期の達成を目指す。また、小規模の水道事業等においては、近隣の水道事業者等による支援体制の整備が重要であることに留意する。 ○平17厚水発第1017001号（課長通知）「地域水道ビジョンの作成について　地域水道ビジョンの手引き」3.6(3) ・他水道事業者等との災害時における相互応援協定等による応急給水・応急復旧体制の整備 ○平成17（厚生労働省）「生活関連等施設の安全確保の留意点」3 ・関係機関との緊密な連携を図るとともに、自主警戒、自主警備の強化に努めること。 ○平成18厚水発第1109001号（課長通知）「水道施設の適切な維持管理及び事故対応の徹底について」 （略）　水道用水供給事業者の送水施設（隧道）破損事故により、広範囲かつ長時間の断水が発生したことに鑑み（略）貴事業の基幹施設（導水管渠、送水管、配水本管等）について次の内容を適切に実施されたい。 （略） 3、上記の実施にあたっては、別紙フロー図に基づき現状分析を行い、維持管理及び事故対応に係る水準に応じた対応策を講ずること。 4、水道用水供給事業とその受水水道事業者においては、共同での検討を行うなど相互

		に整合を図り実施すること。
⑦危機管理を想定した訓練等に努めているか。	水道の緊急停止措置等の緊急事態を想定した訓練等に努めているか。 ○単なる応急給水・応急復旧訓練だけでなく、水道の緊急停止等の措置を想定した、指揮命令伝達などを含んだ訓練を行っているか。	○法第23条第1項（給水の緊急停止） 水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。 ○法第31条（準用） （略）第23条（略）の規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、（略）第23条第1項中「関係者に周知させる」とあるのは「水道用水の供給を受ける水道事業者に通知する」と（略）読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 ○平13厚水発第87号（課長通知）「「米国の同時多発テロ」を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」2、平18事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(2) （略）緊急事態対応の訓練等を通じた対応体制の強化を図ること。
⑧危機管理対策として住民への対策を適切に講じることができる体制が整備されているか。	非常時における住民への対策を適切に講じることができる体制が整備されているか。（給水ポイントの選定、広報活動のあり方など）	○法第19条第2項（水道技術管理者） 水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。 7 第23条第1項の規定による給水の緊急停止 ○法第23条第1項（給水の緊急停止） 水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。 ○法第31条（準用） （略）第23条（略）の規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、（略）第23条第1項中「関係者に周知させる」とあるのは「水道用水の供給を受ける水道事業者に通知する」と（略）読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 ○昭49環計第35号（部長通知）「渇水対策について」Ⅱ 4 広報活動の重要性 渇水対策を進めるに当たって住民の理解と協力は不可欠なものであり、従って効果的に運用影響するものといえる。このため、渇水状況に応じ、随時適切な広報媒体を活用して広報活動を積極的に行う必要がある 5 給水制限のルール (3)需要者に対し、十分に事情を説明するため広報活動を強化し理解と協力を求めること。 6 第1段階における自主制限 需要家による自主制限は広報活動と、これを受けての需要家の理解と協力実施に期待するものであるが、かなりの効果を得た実績もある。この場合、一般家庭ならびに各

		程大口需要者（官公署、ビル、工場等）に、それぞれの用途に応じた具体的な節水方法等を盛り込んで協力依頼するよう配慮すること。 8 第三段階における時間給水 (1)各地域の実態を十分勘案し、区域、時間等に関する具体的計画を組んで、事前にＰＲを行いつつ実施すること。（略） (2)需要者が無駄な溜め置きをしないよう協力を求め、また水の有効利用方策について特段のＰＲを行うこと。 ○昭55環水第3号（課長通知）「水道事業等における地震対策について（別添）厚生省防災業務計画」第1編第5章第2節第3 水道事業者等は、地方公共団体の防災担当部局と協力し、2～3日分の飲料水の確保や、給水装置、受水槽の制震化の推進等について、住民等が自主的に取り組むよう啓発に努める。 ○昭55環水第3号（課長通知）「水道事業等における地震対策について（別添）厚生省防災業務計画」第2編第5章第1節第3 （略）水道事業者等は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、水道施設の被災状況、二次災害の危険性、応急給水及び応急復旧状況、復旧予定時期、飲料水に関して保健所上留意すべき事項等について的確な情報提供を行う。 ○昭61環水第116号（課長通知）「停電時における連絡体制の整備及び停電に起因した水道施設整備の推進等について」1(2) (1)広域的な停電時における水道利用者に対する水道事業者等間及び水道事業者等内間の広報体制の整備・強化 (2)水道利用者からの問い合わせに対する応答体制の整備・強化 ○平6衛水第213号（課長通知）「海水時における飲料水の衛生対策について」1 (1)溜め置かれた水道水等については、残留塩素による消毒効果の消失により保健衛生上問題が生じる可能性があることから、これを飲用する場合には煮沸してから飲む等の注意をすること。特に浄水器を通した水は、浄水器により残留塩素が除去されている場合が多いことから、特段の注意が必要であること。 (2)水道の断水又は減水に伴う給水圧の低下等により、給水栓及び給水栓にとりつけたホース等から給水管への汚水逆流が生じる可能性があることから、それらの給水用の装置が、溜め置き用タンク、洗浄槽、浴槽その他の水につからない状態に保つこと。 ○平13健水発第87号（課長通知）「「米国の同時多発テロ」を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」2、平18事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(2) 緊急時対応の体制の確立の観点から、一般住民からの連絡窓口を設定し関係情報の周知を図り、情報収集に努めること（略） ○平17健水発第1017001号（課長通知）「地域水道ビジョンの作成について　地域水道ビジョンの手引き」3.6 (1)水道の運営基盤の強化・顧客サービスの向上 ・参加型活動やＩＴ活用等による広報の充実及び情報公開の推進 (3)（略）給水拠点の整備 ○平成17（厚生労働省）「生活関連等施設の安全確保の留意点」3 ・一般住民からの連絡窓口を設置し、それにより得た関係情報の施設内での周知、情報の共有化を図るとともに、必要に応じて更なる情報収集に努めること。
⑨テロ等危機管理対策として水源監視及び水道施設の整備強化を行っているか。 （現場にて確認）	テロ等危機管理対策として水源監視の強化、水道施設の整備強化、防護対策の確立等に努めているか。 ○水道施設の警備の強化を十分行っているか。	○平12省令第15号（施設基準） 5 浄水施設 (11)ろ過池を設ける場合にあっては、水の汚染のおそれがないように、必要に応じて、覆いの設置及びその他の必要な措置が講じられていること。 附則 1 この省令は平成12年4月1日から施行する。 2 この省令の施行の際現に設置されている水道施設であって、（略）第5条第11項（略）

	○ろ過池等が外部から容易に毒物投入できる配置・構造となっている場合、防止策等を講じているか。	第11号（略）に規定する基準に適合しないものについては、その施設の大規模の改造の時までは、これらの規定を適用しない。 ○平13健水発第87号（課長通知）「「米国の同時多発テロ」を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」1、平18事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(1) 水道施設においては、水源監視の強化、浄水場、配水池等の水道施設の警備の強化、防護対策の確立を図り、バイオアッセイ等による水質管理を徹底すること。（略） ○平16健水発第0226002号（課長通知）「不法行為の未然防止のための警備強化について」 1 自主警備体制の徹底 関施設周辺の点検頻度の増強等、自主警備強化等の徹底 ○平成17（厚生労働省）「生活関連等施設の安全確保の留意点」3 ・関係機関との緊密な連携を図るとともに、自主警戒、自主警備の強化に努めること。 ・水源の監視を強化すること。 ・水道施設の防護対策を確認すること。 ・バイオアッセイ等による水質管理を徹底すること。
⑩施設内への来訪者の管理を行っているか。 （現場にて確認）	施設内への来訪者、施設出入業者の管理を行っているか。 ○来訪者名簿、受付用テレビカメラ等が設置されているか。	○平13健水発第87号（課長通知）「「米国の同時多発テロ」を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」1、平18事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(1) （略）また、水道施設関係者等の管理の一環として、来訪者、施設出入業者の管理の徹底を図ること。 ○平16健水発第0226002号（課長通知）「不法行為の未然防止のための警備強化について」 1 自主警備体制の徹底 施設出入り者の管理 ○平成17（厚生労働省）「生活関連等施設の安全確保の留意点」3 ・当該施設への来訪者、出入業者の管理を徹底すること。
⑪薬剤等の保管、管理は適切になされているか。 （現場にて確認）	薬剤等の保管・管理について、取り扱い責任者の明確化、薬品台帳の作成等が適切になされているか。 ○取扱責任者は明確にされているか。 ○爆薬物を保管している薬品庫は施錠されているか。 ○毒性に関係なく区ごとの管理となっていないか。 ○薬品台帳等が作成されているか。 ○薬品の購入量だけでなく、使用量も記録されているか。

⑫停電時に配慮した水道施設の整備等がなされているか。	停電時に配慮した水道施設と施設運用体制の整備がなされているか。	○昭61環水第116号（課長通知）「停電時における連絡体制の整備及び停電に起因した水道施設整備の推進等について」4 (1)送・配水系統、給水区域等の実態に即した浄水場、ポンプ場等の自家発電施設（係安電力を含む）の整備又は地域の実情に応じた電源の二系統化、二回線化の推進 (3)停電のない系統等の水道利用者の節電等により水道水の緊急融通を可能とする運用体制の整備
⑬漏水事故等に備え、資機材の確保は万全か。 （現場にて確認）	漏水事故等に備え、資機材の備蓄・調達はされているか。	○昭55環水第3号（課長通知）「水道事業等における地震対策について（別添）大規模地震対策特別措置法に基づく水道事業者等に係る地震防災強化計画等の作成について」6(3) 管、弁類の被害等復旧資機材の確保対策 ○昭55環水第3号（課長通知）「水道事業等における地震対策について（別添）厚生省防災業務計画」第1編第5章第2節第2の3(4) 応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備すること。 ○平13健水発第87号（課長通知）「「米国の同時多発テロ」を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」1、平18事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(1) （略）備品、薬品等の管理（略）など情報管理に努めること。 ○平成17（厚生労働省）「生活関連等施設の安全確保の留意点」3 ・備品、薬品等の管理を徹底すること。
⑭新型インフルエンザ対策に係る取組が進められているか	各水道事業者等の状況に応じて適切な新型インフルエンザ対策（新型インフルエンザ流行時においても安全確保を前提として水道水を安定的に供給していくための対策）が実施されているか。	○平成21年2月23日付健水発0223001水道課長通知「水道事業者等における新型インフルエンザ対策の推進について」 （前略）当課では、新型インフルエンザの流行時においても、水道事業者等（水道事業者及び水道用水供給事業者をいう。以下同じ。）が社会機能維持者として安全確保を前提として水道水を安定的に供給していく必要があることを踏まえ、平成19年10月に「水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドライン」をとりまとめ、各水道事業者等の状況に応じて適切な新型インフルエンザ対策が推進されるよう、周知したところです。 今般、行動計画及び各種ガイドラインが改定されたこと等を踏まえ、「水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドライン」についても見直しを行い、今般、同ガイドライン改訂版を策定しましたので、送付します。 各水道事業者等におかれては、本ガイドラインを参考として、事業継続計画を策定するなど適切な新型インフルエンザ対策を推進するようお願いいたします。（後略） （別添）「水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドライン（改訂版）」（略）
⑮情報セキュリティ対策に係る取組が進められているか	各水道事業者等の状況に応じて適切な情報セキュリティ対策（サイバー攻撃や情報システム障害等により安全な水の安定供給に支障をきたすことがないようにするための対策）が実施されているか。	○平成18年10月31日付健水発第1031001水道課長通知「水道分野における情報セキュリティガイドラインの送付について」 近年、水道事業においても情報システムの利用が積極的に図られているが、情報システム障害によって安全な水の安定供給に支障をきたすことがないよう適切な対策をとることが求められています。 情報セキュリティ政策会議では、平成17年12月に「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る行動計画」を策定し、水道を含む9分野の重要インフラにおける情報セキュリティ対策の具体的な内容を示しています。その中で、各重要インフラ事業分野は、必　要又は望ましい情報セキュリティ対策の水準を「安全基準等」に明示するよう努力する　こととされています。 こうしたことを踏まえ、今般、別添のとおり、「水道分野における情報セキュ

		リティガイドライン」を作成しました。 つきましては、本ガイドラインを参考にして、各水道事業者の状況に応じて、適切な情報セキュリティ対策を実施するようお願い致します。 ○平成20年３月27日付け健水発第0327001水道課長通知「水道分野における情報セキュリティガイドライン改訂版の送付について」 （前略）ガイドラインは、情報セキュリティ政策会議が平成18年２月に決定した「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る「安全基準等」策定に当たっての指針」に基づいて策定していますが、平成19年６月14日に開催された情報セキュリティ政策会議において、当該指針の改定がなされたところです。 また、平成20年３月には、水道分野の情報セキュリティ対策に係る「情報収集・分析機能」（セプター）が（社）日本水道協会に設置されたところであり、平成20年４月よりセプターとしての運用を開始することとしています。 このような状況を踏まえ、今般、別添のとおりガイドラインの改訂版を策定しましたので、送付します。 つきましては、ガイドライン改訂版を参考にして、引き続き情報セキュリティ対策の徹底をお願いいたします。 （別添）「水道分野における情報セキュリティガイドライン改訂版」（略）

8．住民対応

①住民への情報提供が適切になされているか。	(1)水道の需要者に対して、法第24条の２に基づく施行規則第17条の２第１項に掲げる情報を積極的に提供しているか。 ○提供している情報（水質検査結果等）が１年以上古い情報となっていないか。 ○水道事業の効率化、水道料金の妥当性など情報提供事項以外の情報についても積極的に提供し、水道事業に対する理解を得るように努めているか。 (注)水道用水供給事業も、受水団体を通じて、あるいは自ら直接、需要者に情報提供する必要がある。	○法第24条の2（情報提供） 水道事業者は、水道の需要者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、第20条第1項の規定による水質検査の結果、その他以下の水道事業に関する情報を提供しなければならない。 ○法第31条（準用） （略）第24条の2の規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合に おいて、第24条の2中「水道の需要者」とあるのは「水道用水の供給を受ける水道の需要者」と、「第20条第1項」とあるのは「第31条において準用する第20条第1項」と、「水道事業」とあるのは「水道用水供給事業」と（略）読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 ○施行規則第17条の2（情報提供） 法第24条の2の規定による情報の提供は、第1号から第5号までに掲げるものにあつては毎年1回以上定期に（第1号の水質検査計画にあつては、毎事業年度の開始前に）、第6号及び第7号に掲げるものにあつては必要が生じたときに速やかに、水道の需要者の関覧に供する等水道の需要者が当該情報を容易に入手することができるような方法で行うものとする。 (1)水質検査計画及び法第21条第１項の規定により行う定期の水質検査の結果その他水道により供給される水の安全に関する事項 (2)水道事業の実施体制に関する事項（法第24条の3第1項の規定による委託の内容を含む） (3)水道施設の整備その他水道事業に要する費用に関する事項 (4)水道料金その他需要者の負担に関する事項 (5)給水装置及び貯水槽水道の管理等に関する事項 (6)法第21条第1項の規定により行う給水の水質検査の結果 (7)災害、水質事故等の非常時における水道の危機管理に関する事項 ○施行規則第52条（準用） （略）第15条から第17条の4までの規定は、水道用水供給事業について準用する。 ○平14健水発第0327001号（課長通知）「水道法の施行について」第5 改正水道法において、水道事業者、水道用水供給事業者が需要者に対して、水質検査の結果等について情報提供を行うことを義務付けることとしたものである。この規定は、行政処分や罰則適用を伴うものではないものの、水道事業者、水道用水供給事業者、今後ますます積極的な情報提供を求められる状況の中、その責任を可能な限り明確とする観点から定められたものである。（略）また、水道事業の効率化、水道料金の妥当性などを含め、需用者に対して、規定された情報提供事項以外の情報についても積極的に提供し、水道事業に対する理解を得るよう努力をすることが望ましい。 ○平17健水発第1017001号（課長通知）「地域水道ビジョンの作成について　地域水道ビジョンの手引き」3.6(2) ・顧客に対する水質に関する情報提供（略）の推進 ○平12衛水発第40号（課長通知）「水道事業における情報公開の推進について」 （略）公共料金分野における情報公開のより一層の推進のため（略）より一層積極的な情報公開に取り組まれますよう、お願いいたします。　（略） ○平成20健水発第0408002号（課長通知）「水道施設の耐震化の計画的実施について」 ２．水道の利用者に対する情報の提供 水道施設の耐震化のために必要な投資を行っていく上で、水道の利用者の理解を得ることが不可欠であることから、水道事業者等は水道の利用者に対し、水道施設の耐震性能や耐震化に関する取り組みの状況、断水発生時の応急給水体制などについて定期的に情報を提供するよう努められたい。

	(2)需要者の入手しやすい方法や理解しやすい形式となっているか。 (例)ホームページ、広報紙、新聞折込、役所にパンフを置く等	○施行規則第17条の2（情報提供） ・法第24条の2の規定による情報の提供は、第1号から第5号までに掲げるものにあつては毎年1回以上定期に（第1号の水質検査計画にあつては、毎事業年度の開始前に）、第6号及び第7号に掲げるものにあつては必要が生じたときに速やかに、水道の需要者の閲覧に供する等水道の需要者が当該情報を容易に入手することができるような方法で行うものとする。 ○平14健水発第0327001号（課長通知）「水道法の施行について」第5 併せて情報提供事項についてまで規定されているが、その方法、形式等については、各事業者の判断に委ねることとしており、事業者として費用等の入手しやすい形式を工夫すべきである。 ○平17健水発第1017001号（課長通知）「地域水道ビジョンの作成について　地域水道ビジョンの手引き」3.6(1) ・参加型活動やＩＴ活用等による広報の充実及び情報公開の推進
②災害や水質事故等非常時の住民への情報提供は適切になされているか。	災害や水質事故等非常時における需要者への情報提供について、適切な内容、適当な方法となっているか。 (例)有線、無線、広報車等	○施行規則第17条の2第1項6号 法第21条第1項の規定により行う臨時の水質検査の結果 ○施行規則第17条の2第1項7号 災害、水質事故等の非常時における水道の危機管理に関する事項 ○昭49厚計第36号（厚生課通知）「渇水対策について」Ⅱ 4 広報活動の重要性 渇水対策を進めるに当たって住民の理解と協力は不可欠なものであり、従って効果的に軍隊影響するものといえる。このため、渇水状況に応じ、随時適切な広報媒体を活用して広報活動を積極的に行う必要がある 5 給水制限のルール (3)需要者に対し、十分に事情を説明するため広報活動を強化し理解と協力を求めること。 6 第1段階における自主制限 需要家による自主制限は広報活動と、これを受けての需要家の理解と協力実施に期待するものであるが、かなりの効果を得た実績もある。この場合、一般家庭ならびに各種大口需要者（官公署、ビル、工場等）に、それぞれの用途に応じた具体的な節水方法等を盛り込んで協力依頼するよう配慮すること。 8 第3段階における時間給水 (1)各地域の実態を十分勘案し、区域、時間等に関する具体的計画を組んで、事前にＰＲを行いつつ実施すること。（略） (2)需要者が興奮な深の震きをしないよう協力を求め、また水の有効利用方策について特段のＰＲを行うこと。　（略） ○昭55環水第3号（課長通知）「水道事業等における地震対策について（別紙）厚生省防災業務計画」 第1編第5章第2節第3 水道事業者等は、地方公共団体の防災担当部局と協力し、2～3日分の飲料水の確保や、給水装置、受水槽の耐震化の推進等について、住民等が自主的に取り組むよう啓発に努める。 第2編第5章第1節第3 （略）水道事業者等は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、水道施設の被災状況、二次災害の危険性、応急給水及び応急復旧状況、復旧予定時期、飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について的確な情　報提供を行う。 ○昭61環水第116号（課長通知）「停電時における連絡体制の整備及び停電に起因した水道施設整備の推進等について」1 (1)広域的な停電時における水道利用者に対する水道事業者等相互及び水道事業者等共同の広報体制の整備・強化 (2)水道利用者からの問い合わせに対する応答体制の整備・強化

		○平6衛水第213号（課長通知）「渇水時における飲料水の衛生対策について」1 (1)溜め置かれた水道水等については、殺菌塩素による消毒効果の消失により保健衛生上問題が生じる可能性があることから、これを飲用する場合には煮沸してから飲む等の注意をすること。特に浄水器を通した水は、浄水器により殺菌塩素が除去されている場合が多いことから、特段の注意が必要であること。 (2)水道の断水又は減水に伴う給水圧の低下等により、給水栓及び給水栓にとりつけたホース等から給水管への汚水逆流が生じる可能性があることから、それらの給水用の容器が、留め置き用タンク、洗濯機、浴槽その他の水につからない状態に保つこと。 ○平13健水発第87号（課長通知）「「米国の同時多発テロ」を契機とする国内における テロ事件発生に関する対応について」2．平18事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(2) 緊急時対応の体制の確立の観点から、一般住民からの連絡窓口を設置し関係情報の周知を図り、情報収集に努めること（略） ○平17健水発第1017001号（課長通知）「地域水道ビジョンの作成について　地域水道ビジョンの手引き」3.6(1) ・参加型活動やＩＴ活用等による広報の充実及び情報公開の推進
③住民参加の取り組みはあるか。	住民が参加するパブリックコメント、モニター制度等需要者の声を水道事業に反映させるような取り組みを行っているか。また、今後の予定は。 (注)防災訓練、施設見学は需要者の声を反映させることができる取り組みにはならない。	○平17健水発第1017001号（課長通知）「地域水道ビジョンの作成について　地域水道ビジョンの手引き」3.6 (1)水道の顧客基盤の強化・顧客サービスの向上 ・参加型活動やＩＴ活用等による広報の充実及び情報公開の推進 ・水道モニター制度や顧客アンケート、パブリックコメント、顧客満足度調査の実施等による顧客ニーズの把握 (2)安心・快適な給水の確保に係る方策 ・（略）意見交換の推進によるリスクコミュニケーションの推進
④需要者からの水質検査等の請求（苦情等を含む）に対して適切に対応・処理しているか。	(1)需要者からの水質検査等の請求（苦情等を含む）に対し適切に対応・処理をしているか。 ○需要者からの水質検査等の請求（苦情等を含む）の内容及び処理状況は記録されているか。	○法第18条（検査の請求） 1 水道事業によつて水の供給を受ける者は、当該水道事業者に対して、給水装置の検査及び供給を受ける水の水質検査を請求することができる。 2 水道事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、すみやかに検査を行い、その結果を請求者に通知しなければならない。 ○水道法逐条解説（第18条関係） 1 検査の請求 水道事業者からの水の供給を受ける者は、常時、水質基準に適合する水の供給を保証されているところであるが、給水装置の破損、老朽化等に伴い水質基準に適合しない水の供給を受けるおそれがある。このような場合において、需要者に給水装置及び供給を受ける水の水質についての検査請求権を認めたのが本条である。なお、供給を受ける水の水質検査の請求は、給水装置の異常によるものでなくても、水に異常を認めたとき等において行う得るものである。また、正常な作動を損わせるような量水器の検査についても本条の規定によって検査を請求できる。 2 検査の実施及び結果の通知 水道事業者は、検査の請求を受けたときは速やかにその状況に応じて必要な検査を行うこととされている。本条は、この検査に要する費用の負担についてふれているが、検査をすべき合理的な根据のない請求による者については、供給規程に定めることによって手数料（地方自治法第227条参照）を徴収することも許されるであろう。なお、検査を行ったときは、その結果を検査請求者に通知しなければならない。
	(2)需要者からの水質検査等の請求（苦情等を含む）を、将来の需要者サービス向上に反映させているか。	○平17健水発第1017001号（課長通知）「地域水道ビジョンの作成について　地域水道ビジョンの手引き」3.6(1) ・窓口の充実、トラブルサポートの充実等の顧客サービスの向上

【供給規程】

⑤供給規程を定め、一般に周知させているか。	(1)供給規程を定めているか。その内容は適切か。	○法第14条（供給規程） 1 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。 2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。 (1)料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。 (2)料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。 (3)水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。 (4)特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。 (5)貯水槽水道（水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水道とするものをいう）が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。 3 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。 ○施行規則第12条～第12条の4（法第14条第２項各号を適用するについて必要な技術的細目）　（略）
	(2)供給規程を、その実施の日までに一般に周知させているか。	○法第14条第4項（供給規程） 水道事業者は、供給規程を、その実施の日までに一般に周知させる措置をとらなければならない。
⑥給水停止をする際の需要者への周知等処理方法は適切か。	(1)法第15条第2項に基づく給水停止を実施する場合には、供給規程に基づき、給水停止の区域及び期間をあらかじめ関係者に周知しているか。	○法第15条第2項（給水義務） 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、第40条第１項の規定による水の供給命令を受けたため、又は災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につきその供給水を停止することができる。この場合には、やむを得ない事情がある場合を除き、給水を停止しようとする区域及び期間をあらかじめ関係者に周知させる措置をとらなければならない。 ○法第31条（準用） （略）第15条第2項、（略）の規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、（略）第15条第2項中「常時」とあるのは「給水契約の定めるところにより」と、「関係者に周知させる」とあるのは「水道用水の供給を受ける水道事業者に通知する」と（略）読み替える（略）。 ○水道法逐条解説（第15条関係） 供給条例（規程）（例） 第12条　給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又は、この条例の規定による場合の他、制限又は停止することはない。 2　前項の給水を制限又は停止使用とするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
	(2)料金未納及び正当な理由なしに給水栓の検査を拒んだ時に伴う給水停止等を実施する場合は、供	○法第15条第3項（給水義務） 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他正当な理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、その理由が継続する間、供給規程の定めるところにより、その者に対す

	給規程に基づき処理しているか。	る給水を停止することができる。 ○施行規則第12条の2第2号ロ（法第14条第２項各号を適用するについて必要な技術的細目） 料金、給水装置工事の費用等の支払義務及びその支払遅延又は不払の場合の措置 ○水道法運転解説（第15条関係） 供給条例（規程）（例） 第33条　市（町村）長は、次の各号の一に該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。 (1) 水道の使用者が第9条の工事費、第20条第2項の修繕費、第23条の料金、又は第29条の手数料を指定期限内に納入しないとき。 (2) 水道の使用者が、正当な理由がなくて、第24条の使用水量の計算、又は第31条の検査を拒み、又は妨げたとき。 (3) 給水栓を、汚染のおそれがある器物又は施設と連絡して使用する場合において警告を発しても、なお、これを改めないとき。
	(3) 給水停止の際、生活困窮者に関して福祉部局と連絡・連携をとっているか。	○平12.4.13事務連絡「福祉部局との連絡・連携体制の強化について」 （略）２歳女児が必要な福祉施策を受けられず、死亡するとの事件がありました。また、マスコミ等の報道では、水道も生活に困窮していることを発見できる機関の一つであり、水道料金滞納を理由にした機械的な給水停止をすべきではなかったといった意見が少なからず出されているところです。福祉行政への対応は市町村の福祉部局で対応するのが基本ではありますが、今回の事件を契機に、水道も市町村の行政サービスの一翼を担っているとの視点、及び、水道も生活に困窮していることを発見できる機関の一つであるという視点に立ち、真に生活に困窮している者に対する機械的な給水停止を行うといった事態を回避するため、関係部局との連絡・連携体制の強化が地域の実情に応じ適正に行われますよう、管下の水道事業者に対する周知及び注意喚起方お願いいたします。 (参考) 平成13.3.30社援保発第27号（保護課長通知）「要保護者の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化について」 （略）最近も生活困窮から料金等を滞納し水道・電気等のライフラインが止められ、死亡等に至るという大変痛ましい事件が発生したところである。そのため、更に地域の実情に応じ、水道・電気等の事業者や居宅介護支援事業者等の福祉サービス提供事業者等との連絡・連携体制についても強化を図り、要保護者の把握、適正な保護の実施に努められるよう管内実施機関に対して周知されたい。（略） (参考) 平21.2「全国水道担当者会議」資料（抜粋） 3．水道施策の推進について （１０）住民対応について ・給水停止に係る福祉部局との連絡・連携体制の強化について 生活困窮者に対する給水停止に関しては、平成１２年４月１３日付け厚生省水道整備課事務連絡「福祉部局との連絡・連携体制の強化について」を各都道府県に発出し、 ・福祉行政への対応は市町村の福祉部局で対応するのが基本ではあるものの、 ・死亡事故を契機に、水道も市町村の行政サービスの一翼を担っているとの視点、及び、水道も生活に困窮していることを発見できる機関の一つであるという視点に立ち、 ・真に生活に困窮している者に対する機械的な給水停止を行うといった事態を回避するため、 ・関係部局との連絡・連携体制の強化が地域の実情に応じ適正に行われるよう、 管下の水道事業者に対する周知及び注意喚起を御願いしている。 また、要保護者の把握に関しては、厚生労働省社会・援護局保護課から各都道府県・各指定都市・各中核市民生主管部（局）長に対して平成１３年３月３０日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知「要保護者の把握のための関係部局・機関等との連絡。連携体制の強化について」を発出し、生活困窮者を発見し適切に保護を実施するため、生活困窮者に関する情報が実施機関の窓口につながるよう、民生委員や保険年金・保健福祉部局との連携、さらには、水道・電気等の事業者との連携に努めるよう周知している。 各水道事業者におかれては、事務連絡に示された趣旨を十分踏まえ、真に生活に困窮している者に対して機械的に給水停止を行うといった事態が回避されるよう、給水停止

		の際に生活困窮者か否かを福祉部局に確認するなど、地域の実情に応じ、関係部局との連絡・連携体制の強化が適正に行われるよう、改めてお願いする。
	⑦貯水槽水道に関して、適切に供給規程等で規定されているか。また事業者の立場から設置者に対して助言等適切な指導が行われているか。	貯水槽水道に関して、適切に供給規程等で規定されているか。 ○法第14条第2項第5号（給水義務） 貯水槽水道（水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。）が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。 ○施行規則第12条の4（法第14条第２項各号を適用するについて必要な技術的細目） 法第14条第3項に規定する技術的細目のうち、同条第2項第5号に関するものは、次に掲げるものとする。　（略） ○平14.3.27健水発第0327001号「水道法の施行について」1の5 （略）水道水を供給する立場の水道事業者として、貯水槽水道の管理者等との間で貯水槽水道に関する責任関係を供給規程において明確化するよう規定された。さらに、水道事業者の立場から設置者に対する助言等を行う根拠を規定したことから、適切な指導を行い貯水槽水道の適正管理に向けた取り組みがなされるよう願いしたい。（略） ○平18事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(1) （略）また、安全な水道水を利用者に供給するためには、水道事業者等による危機管理対策の徹底と併せて、貯水槽水道の管理等も強化する必要があることから、貯水槽水道の管理等も強化する必要があることから、貯水槽水道の設置者や利用者に対しても、広報等を通じた注意喚起に努めること。 (参考)「貯水槽水道の適切管理マニュアル（平成18年3月）」 ※水道課ホームページの貯水槽水道・飲用井戸情報のページに掲載している。

9．資源・環境

①省エネルギー法に基づく届出等を行っているか。	(1) 省エネ法に定める第一種または第二種エネルギー管理指定工場に指定されている施設はあるか。 ○各施設のエネルギー使用量を把握しているか。 ○指定施設でない場合であっても、前年度における原油換算エネルギーの使用量が1,500KL以上である場合は、エネルギーの使用状況を経済産業大臣に届け出ているか。 (参考) ○第一種エネルギー管理指定工場 ・原油換算エネルギーの年度の使用量　3,000KL ○第二種エネルギー管理指定工場 ・原油換算エネルギーの年度の使用量　1,500KL (注) 平成20年の法改正により、平成22年4月1日より、エネルギー管理の単位の事業所単位から事業者単位への変更が施行されることとなっており、平成21年4月から事業者全体でのエネルギー使用量の把握が必要となっている。法改正以前では義務を負うことのなかった事業者においても、事業全体でのエネルギー使用量に応じ、特定事業者として指定され得ることに留意が必要。	対象となる施設があるにもかかわらず届出をしていない場合 (注) 地省庁所管の法律であり、かつ事務的内容の複雑なので口頭とする	○省エネ法第7条（第一種エネルギー管理指定工場の指定） 経済産業大臣は、政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)の使用量が政令で定める数値以上である工場をエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場として指定するものとする。 2 工場を設置している者は、当該工場の前年度における前項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの使用量が同項の政令で定める数値以上であるときは、経済産業省令で定めるところにより、当該工場のエネルギーの使用の状況に関し、経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、同項の規定により指定された工場(以下「第一種エネルギー管理指定工場」という。)については、この限りでない。 3 第一種エネルギー管理指定工場を設置している者(以下「第一種特定事業者」という。)は、当該工場につき次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に、第1項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。 一 事業を行わなくなつたとき。 二 第1項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量について同項の政令で定める数値以上となる見込みがなくなつたとき。 4 経済産業大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第1項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、当該工場につき同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたと認められるときも、同様とする。 5 経済産業大臣は、第1項の規定による指定又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を当該工場に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。 ○省エネ法第17条（第二種エネルギー管理指定工場の指定） 経済産業大臣は、第一種エネルギー管理指定工場以外の工場であつて第7条第1項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が政令で定める数値以上であるものを第一種エネルギー管理指定工場に準じてエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場として指定するものとする。 2 工場を設置している者は、当該工場の前年度における前項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの使用量が同項の政令で定める数値以上であるときは、経済産業省令で定めるところにより、当該工場のエネルギーの使用の状況に関し、経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、第一種エネルギー管理指定工場、第7条第2項の規定によりエネルギーの使用の状況に関し届け出なければならない工場及び前項の規定により指定された工場(以下「第二種エネルギー管理指定工場」という。)については、この限りでない。 3 第二種エネルギー管理指定工場を設置している者(以下「第二種特定事業者」という。)は、当該工場につき次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に、第1項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。 一 事業を行わなくなつたとき。 二 第1項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量について同項の政令で定める数値以上となる見込みがなくなつたとき。 4 経済産業大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第1項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、当該工場につき同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたと認められるときも、同様とする。 5 経済産業大臣は、第二種エネルギー管理指定工場における第1項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が第7条第1項の政令で定める数値以上となつ

			た場合であつて、当該工場を同項の規定により指定するときは、当該工場に係る第1項の指定を取り消すものとする。 6 経済産業大臣は、第1項の規定による指定又は前2項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を当該工場に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。 ○省エネ法施行令第2条（第一種エネルギー管理指定工場の指定に係るエネルギーの使用量） 法第7条第1項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量は、当該年度において使用した燃料の量並びに当該年度において他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ経済産業省令で定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量（以下「原油換算エネルギー使用量」という。）とする。 2 法第7条第1項のエネルギーの年度の使用量についての政令で定める数値は、原油換算エネルギー使用量の数値で3,000キロリットルとする。 ○省エネ法施行令第6条（第二種エネルギー管理指定工場の指定に係るエネルギーの使用量） 法第17条第1項のエネルギーの年度の使用量についての政令で定める数値は、原油換算エネルギー使用量の数値で1,500 キロリットルとする。 ○省エネ法施行規則第5条（第一種エネルギー管理指定工場の指定に係るエネルギーの使用の状況に関する届出） ・法第7条第2項の規定による届出は、毎年度4月末日までに、様式第1による届出書一通を提出してしなければならない。 ○省エネ法施行規則第19条（第二種エネルギー管理指定工場の指定に係るエネルギーの使用の状況に関する届出） 法第17条第2項の規定による届出は、毎年度4月末日までに、様式第10による届出書一通を提出してしなければならない。
	(2) 第一種または第二種エネルギー管理指定工場に指定されている施設がある場合、エネルギー管理員を適切に選任しているか。 ○講習の課程を修了した者あるいはエネルギー管理士免状の交付を受けている者を選任しているか。 ○指定工場ごとに選任しているか ○選任等の届出を行っているか。	エネルギー管理員を選任していない場合 選任された者が講習の課程を修了していない、あるいはエネルギー管理士免状の交付を受けていない場合 指定工場ごとにエネルギー管理員を選任していない場合 エネルギー管理員の選任等の届出を行っていない場合 (注) 地省庁所管の法律であり、かつ事務的内容の複雑なので口頭とする	○省エネ法第13条（エネルギー管理員） 第一種指定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している第一種エネルギー管理指定工場ごとに、次に掲げる者のうちから、エネルギー管理員を選任しなければならない。 一 経済産業大臣又はその指定する者(以下「指定講習機関」という。)が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギーの使用の合理化に関し必要な知識及び技能に関する講習の課程を修了した者 二 エネルギー管理士免状の交付を受けている者 2 第一種指定事業者は、経済産業省令で定める期間ごとに、前項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理員に選任した者に経済産業大臣又は指定講習機関が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギー管理員の資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。 3 第一種指定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理員の選任、死亡又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。 4 第11条及び前条第1項の規定はエネルギー管理員に、同条第2項の規定は第一種指定事業者に、同条第3項の規定は第一種指定事業者が設置している第一種エネルギー管理指定工場の従業員に準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「エネルギー管理者」とあるのは、「エネルギー管理員」と読み替えるものとする。 ○省エネ法第18条第1項（準用規定） （略）第13条第1項から第3項まで（略）の規定は第二種特定事業者に、(略) 準用する。 ○省エネ法施行規則第11条（エネルギー管理員の選任） 法第13条第1項の規定によるエネルギー管理員の選任は、次に定めるところによりしなければならない。 一 エネルギー管理員を選任すべき事由が発生した日から6月以内に選任すること。 二 他の第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場において、エネルギー管理者又はエネルギー管理員に選任されている者を選任してはならないこと。

			2 第一種指定事業者は、その設置している第一種エネルギー管理指定工場におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び整備並びに第14条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であって、経済産業大臣の承認を受けた場合には、前項第二号の規定にかかわらず、他の第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場においてエネルギー管理者又はエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理員として選任することができる。 3 前項の承認を受けようとする者は、様式第5のエネルギー管理員兼任承認申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。 一 前項の選任を必要とする理由を記載した書類 二 前項の規定により選任するエネルギー管理員の略歴に関する説明書 ○省エネ法施行規則第13条（エネルギー管理員の選任等の届出） 法第13条第3項の規定による届出は、エネルギー管理員の選任、死亡又は解任があった日の属する年度の次年度の6月末日までに、様式第6による届出書一通を提出してしなければならない。
(3)第一種エネルギー管理指定工場に指定されている施設がある場合、中長期計画を策定しているか。	計画を策定していない場合 (注)他省庁所管の法律であり、かつ事務的内容の錯綜なので口頭とする (注)平成19年度に限っては、法改正に伴い指定後9月末までに提出となっている	○省エネ法第14条(中長期的な計画の作成) 第一種特定事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、第一種エネルギー管理指定工場について第5条第1項に規定する判断の基準となるべき事項において定められたエネルギーの使用の合理化の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。 2 前条第1項の規定により関係第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理員を選任した第一種指定事業者は、前項の規定により中長期的な計画を作成するときは、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理士免状の交付を受けている者を参画させなければならない。 3 主務大臣は、第一種特定事業者による第1項の計画の適確な作成に資するため、必要な指針を定めることができる。 4 主務大臣は、前項の指針を定めた場合には、これを公表するものとする。 ○省エネ法施行規則第15条（中長期的な計画の提出） 1 法第14条第1項の規定による計画の提出は、毎年度6月末日までに、様式第7による計画書一通により行わなければならない。 2 法第13条第1項の規定により関係第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理員を選任した第一種指定事業者が前項の計画書を提出する場合には、次条の規定により提出された書面を添付しなければならない。 ○省エネ法施行規則第16条（参画の方法） 法第14条第2項の規定によりエネルギー管理士免状の交付を受けている者を参画させるときは、エネルギー管理士免状の交付を受けている者（他の第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場において、エネルギー管理者又はエネルギー管理員に選任されている者を除く。）を参画させ、その者に様式第6による書面を提出させなければならない。 ○第一種指定事業者のうち上水道業、下水道業及び廃棄物処理業を営む者による中長期的な計画の作成のための指針（平成18年厚・経・国・環告示第1号）（略）
(4)第一種または第二種エネルギー管理指定工場に指定されている施設がある場合、定期の報告を行っていないか。	定期の報告を行っていない場合 (注)他省庁所管の法律であり、かつ事務的内容の錯綜なので口頭とする (注)平成18年度に限っては、法改正に伴い指定後9月末までに提出となっている	○省エネ法第15条（定期の報告） 第一種特定事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、第一種エネルギー管理指定工場におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況（エネルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴って発生するこ酸化炭素の排出量に係る事項を含む。）並びにエネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改善の状況に関し、経済産業省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。 2 経済産業大臣は、前項の経済産業省令（エネルギーの使用に伴って発生するこ酸化炭素

			の排出量に係る事項に限る。）を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。 ○省エネ法第16条第1項（準用規定） （略）第15条の規定は第二種特定事業者に、（略）準用する。（略） ○省エネ法施行規則第17条（定期の報告） 法第15条第1項の規定による報告は、毎年度6月末日までに、様式第9による報告書一通を提出してしなければならない。 ○省エネ法施行規則第18条（定期の報告） 法第15条第1項の経済産業省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。 一 エネルギーの種別の使用量及び販売副生エネルギー等（販売された及び自らの生産に寄与しないエネルギーをいう。）の量並びにそれらの合計量 二 エネルギーを消費する設備の新設、改造又は廃止の状況及び稼働状況 三 エネルギーの使用の合理化に関する設備の新設、改造又は廃止の状況及び稼働状況 四 エネルギーの使用の合理化に関する法第5条第1項に規定する判断の基準の遵守状況 その他のエネルギーの使用の合理化に関し実施した措置 五 生産数量（これに相当する金額を含む。）又は建築延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 六 エネルギーの使用の効率 七 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
			○地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の5（事業活動に伴う排出抑制等） 事業者は、事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術の進歩その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するとともに、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めなければならない。 ○地球温暖化対策の推進に関する法律第21条（排出抑制等指針） 主務大臣は、前2条の規定により事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。 ○事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（平成20年内・総・法・外・財・文・厚・農・経・国・環・防告示第3号） （温室効果ガス排出抑制等指針）（略） ○新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法 （定義） 第二条　この法律において「新エネルギー利用等」とは、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号。以下「石油代替エネルギー法」という。）第二条に規定する石油代替エネルギー（以下この条において「石油代替エネルギー」という。）を製造し、若しくは発生させ、又は利用すること及び電気を変換して得られる動力を利用すること（石油に対する依存度の軽減に特に寄与するものに限る。）のうち、経済性の面における制約から普及が十分でないものであって、その促進を図ることが石油代替エネルギーの導入を図るため特に必要なものとして政令で定めるものをいう。 （基本方針） 第三条　経済産業大臣は、新エネルギー利用等の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定め、これを公表しなければならない。 2 基本方針は、次に掲げる事項について、エネルギー需給の長期見通し、新エネルギー利用等の特性、新エネルギー利用等に関する技術水準その他の事情を勘案し、環境の保全に留意しつつ定めるものとする。 一 新エネルギー利用等に関してエネルギーを使用する者（以下「エネルギー使用者」という。）が講ずべき措置に関する基本的な事項 二 新エネルギー利用等の促進のために、エネルギーを供給する事業を行う者（次

			条第二項において「エネルギー供給事業者」という。）及び新エネルギー利用等を行うための機械器具の製造又は輸入の事業を行う者（同項において「製造事業者等」という。）が講ずべき措置に関する基本的な事項 三 新エネルギー利用等の促進のための施策に関する基本的な事項 四 その他新エネルギー利用等に関する事項 （略） （エネルギー使用者等の努力） 第四条　エネルギー使用者は、基本方針の定めるところに留意して、新エネルギー利用等に努めなければならない。 （略） ○平17健水発第1017001号（課長通知）「地域水道ビジョンの作成について　地域水道ビジョンの手引き」3.5(4) ②省エネルギー・石油代替エネルギー導入の推進 地球温暖化対策推進のため、より効率の高いポンプの導入等によるエネルギー利用の効率化や太陽光発電等の石油代替エネルギー利用の推進について、原位水量当たりの電力使用量の10%削減や石油代替エネルギーの導入を目指しつつ、計画期間内における適切な目標を設定する。 ○平17健水発第1017001号（課長通知）「地域水道ビジョンの作成について　地域水道ビジョンの手引き」3.5(4) ・小水力発電の導入や太陽光発電等の再生可能エネルギーやコージェネレーション等のエネルギー対策技術の採用 ○平成20年度 全国水道関係担当者会議資料 3．水道施策の推進について (11) 地球温暖化対策等について イ．水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策の推進について （略） 各水事業者及び水道用水供給事業者においては、以上のような状況を踏まえつつ、環境対策と経済発展の双方の利点を併せ持つ取組（Win-Winアプローチ）を主体的かつ積極的に推進するようお願いする。 （略） 今後、新たな目標達成計画に基づき、進捗状況等の定期的報告や対策の着実な実施の担保が求められることとなっており、平成20年12月5日付け事務連絡により、厚生労働大臣は可水道事業者等及び都道府県水道行政所管部（局）に対して「水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策の推進について（依頼）」を送付し、平成19年度における環境・エネルギー対策の実態調査を行ったところである。各水道事業者及び水道用水供給事業者においては、省エネルギー・再生可能エネルギー対策を着実に実施するとともに、今後も進捗状況の報告等につき協力いただくよう お願いする。 （参考）水道事業における環境対策の手引き改訂版（平成21年5月、厚生労働省水道課） （参考）平17．9 管路内設置型水車発電設備導入マニュアル（水道技術研究センター）
②浄水場等からの排水の処理は適切であるか。	(1)水源法の特定施設にあっては、浄水場等から排出される汚水の処理は適切になされているか。 ○排出水の汚染状況の測定を行っているか。（1日当たり平均排水量が50m3／日以下の施設を除く） ○排出基準に適合しない排水を公共用水域に放流していないか。 ○条例で排水基準を定めて	排出水の汚染状況の測定を行っていない場合 排出基準に適合しない排水を公共用水域に放流している場合 (注)条例で排水基準を定めている場合は、当該基準をもって判断する。 排水処理施設が整備されていない場合 (注)施設基準違反で指導する。	○水質汚濁防止法第2条（定義）第2項 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。 (1)カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるものをいう。 (2)化学的酸素要求量その他の水の汚染状態（酸によるものを含む。以下同じ）について、環境省令で定める。 2 前項の排水基準は、有害物質による汚染状態にあっては、排出水に含まれる有害物質

			いるか。 (参考)特定施設 浄水能力が1日当たり1万立方メートル以上の沈澱池及びろ過施設
			の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあっては、前条第2項第2号に規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。 3 都道府県は、当該都道府県の区域に属する公共用水域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、第1項の排水基準によっては人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でないと認められる区域があるときは、その区域に排出される排出水の汚染状態について、政令で定める基準に従い、条例で、同項の排水基準にかえて適用すべき同項の排水基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排水基準を定めることができる。 4 前項の条例においては、あわせて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。 5 都道府県が第三項の規定により排水基準を定める場合には、当該都道府県知事は、あらかじめ、環境大臣及び関係都道府県知事に通知しなければならない。 ○水質汚濁防止法第4条（総量削減基本方針）第1項 環境大臣は、人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する広域の公共用水域（ほとんど陸岸で囲まれている海域に限る）であり、かつ、第3条第1項又は第3項の排水基準のみによっては環境基本法第16条第1項の規定による水質の汚濁に係る環境上の条件についての基準（以下「水質環境基準」という）の確保が困難であると認められる水域であって、第2条第2項第2号に規定する項目のうち化学的酸素要求量その他の政令で定める項目（以下「指定項目」という）ごとに政令で定めるもの（以下「指定水域」という）における指定項目に係る水質の汚濁の防止を図るため、指定水域の水質の汚濁に関係のある地域として指定水域ごとに政令で定める地域（以下「指定地域」という）について、指定項目で表示した汚濁負荷量（以下単に「汚濁負荷量」という）の総量の削減に関する基本方針（以下「総量削減基本方針」という）を定めるものとする。 ○水質汚濁防止法第4条の5（総量規制基準） 1 都道府県知事は、指定地域にあっては、指定地域内の特定事業場で環境省令で定める規模以上のもの（以下「指定地域内事業場」という）から排出される排出水の汚濁負荷量について、総量削減計画に基づき、環境省令で定めるところにより、総量規制基準を定めなければならない。 2 都道府県知事は、新たに特定施設が設置された指定地域内事業場（工場又は事業場で、特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む）及び新たに設置された指定地域内事業場について、総量削減計画に基づき、環境省令で定めるところにより、それぞれ前項の総量規制基準に代えて適用すべき特別の総量規制基準を定めることができる。 3 第1項又は前項の総量規制基準は、指定地域内事業場につき当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量について定める許容限度とする。 4 都道府県知事は、第1項又は第2項の総量規制基準を定めるときは、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。 ○水質汚濁防止法第12条（排出水の排出の制限） 排出水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出してはならない。 ○水質汚濁防止法第14条（排出水の汚染状態の測定等） 1 排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、環境省令で定めるところにより、当該排出水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならない。 2 総量規制基準が適用されている指定地域内事業場から排出水を排出する者は、環境省令で定めるところにより、当該排出水の汚濁負荷量を測定し、その結果を記録しておかなければならない。 ○水質汚濁防止法施行令第1条（特定施設） 水質汚濁防止法第2条第2項の政令で定める施設は、別表第1に掲げる施設とする。 別表第1　64の2 水道施設（水道法第3条第8項に規定するものをいう）、（略）のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が日当たり1万立方メートル未満の事業場に

		係るものを除く。) イ　ごみ処理施設 ロ　し尿処理施設
(2) 水質汚濁防止法第5条（特定施設の設置の届出）第1項 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を届け出なければならない。 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 (3) 特定施設の種類 (4) 特定施設の構造 (5) 特定施設の使用の方法 (6) 汚水等の処理の方法 (7) 排出水の汚染状態及び量（指定地域内の工場又は事業場に係る場合にあっては、排出系統別の汚染状態及び量を含む。） ○水質汚濁防法第7条（特定施設の構造等の変更の届出） 第5条又は前条の届出をした者は、その届出に係る第5条第1項第4号から第8号までに掲げる事項又は同条第2項第4号から第8号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 ○水質汚濁防止法第10条（氏名の変更等の届出） 第5条又は第6条第1項若しくは第2項による届出をした者は、その届出に係る第5条第1項第1号若しくは第2号若しくは同条第2項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 ○河川法施行令第16条の5（汚水の排出の届出） 1 河川に1日につき50立方メートル（河川の流量、利用状況等により河川管理者がこれと異なる量を指定したときは、当該量）以上の汚水（生活又は事業（鉱業又は農業の事業を除く）に起因し、又は附随する廃水をいう。以下同じ）を排出しようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を河川管理者に届け出なければならない。ただし、当該事業、汚水を排出する施設の設置等又は汚水の排出について、別表上欄に掲げる認可等の処分を受け、又は同欄に掲げる届出をしているときは、この限りでない。 (1) 氏名又は名称及び住所 (2) 汚水を排出しようとする河川の種類及び名称 (3) 汚水を排出しようとする場所 (4) 汚水の排出の方法及び期間 (5) 排出しようとする汚水の量 (6) 排出しようとする汚水の水質 (7) 排出しようとする汚水の処理の方法 2 前項本文の規定による届出をした者は、その届出に係る同項第1号に掲げる事項に変更があったとき、若しくはその届出に係る同項第3号から第7号までに掲げる事項を変更したとき、又は汚水の排出を廃止したときは、遅滞なく、その旨を河川管理者に届け出なければならない。前項ただし書の規定は、この場合について準用する。 3 第1項ただし書に規定する事項について、別表上欄に掲げる認可等の処分をし、若しくは同欄に掲げる届出を受理し、又は同表下欄に掲げる命令等の処分（汚水の排出に係るものに限る）をした行政庁は、遅滞なく、その旨を河川管理者に通報するものとする。 別表　(5) 水質汚濁防止法第5条、第6条第1項、第7条、第10条又は第11条第3項（略）の規定による届出	特定施設の設置及び構造等の変更の届出を行っていない場合 代表者の変更等の届出を行っていない場合 河川法及びその他の法令（水濁法を除く）に基づく設置等の届出等を行っていない場合 (注) 他省庁所管の法律であり、かつ事務的内容の指摘なので口頭とする
(3) 水濁法の特定施設でなくとも排水を公共用水域に放流する場合には、	排水が生活環境保全上支障がないかどうか確認していない場合	○水道法第5条第4項 前3項に規定するものの他か、水道施設に関して必要な技術的基準は、厚生労働省令で定める。

水濁法に準じた測定を行うなど、排水が生活環境保全上支障がないかどうか確認していない場合	排水の処理処分等について、関係部局と調整を行っていない場合 排水処理施設が整備されていない場合 (注) 施設基準違反で指摘する。	○平12厚省令第15号第5条（水道施設の技術的基準を定める省令） 5 浄水施設 (10) ろ過設備の洗浄排水、沈澱池等からの排水その他の浄水処理過程で生じる排水（浄水処理排水という）を公共用水域に放流する場合にあっては、その排水による生活環境保全上の支障が生じないように必要な措置が講じられていること。 (12) 浄水処理排水を原水として用いる場合にあっては、浄水又は浄水処理の工程に支障が生じないように必要な措置が講じられていること。
④浄水場等から排出される浄水発生土、建設工事等に伴い排出される建設副産物等について、再利用・再資源化及び処理が適切に行われているか。	(1) 浄水場等から排出される浄水発生土、建設工事等に伴い排出される建設副産物等について、再利用・再資源化の取組がなされているか。	理由もなく再利用・再資源化の取組が全くなされていない場合 再利用・再資源化の取組が不十分な場合	○資源の有効な利用の促進に関する法律第1条（目的） この法律は、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国において、近年の国民経済の発展に伴い、資源が大量に使用されていることにより、使用済物品等及び副産物が大量に発生し、その相当部分が廃棄されており、かつ、再生資源及び再生部品の相当部分が利用されずに廃棄されている状況にかんがみ、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。 ○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第1条（目的） この法律は、特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。 ○平17環水発第1017001号（課長通知）「地域水道ビジョンの作成について　地域水道ビジョンの手引き」 3.5(4) (5)浄水汚泥の有効利用 循環型社会の実現に貢献するため、浄水汚泥の有効利用の推進について、有効利用率100%を目指しつつ、計画期間内における適切な目標を設定する。 3.6(4)・浄水汚泥のリサイクルの推進 (参考) 水道事業における環境対策の手引書改訂版（平成21年6月、厚生労働省水道課）
	(2) 再利用・再資源化できない産業廃棄物の処理処分等は適切になされているか。 ○浄水発生土を公共用水域の放流する等していないか。	産業廃棄物を適切に処理していない場合	○廃棄物処理法第2条第4項第1号（定義） この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。 (1) 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、(略)汚泥(略)その他政令で定める廃棄物 ○廃棄物処理法施行令第2条（産業廃棄物） 法第2条第4項第1号の政令で定める廃棄物は、次のとおりとする。 (9) 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物 ○廃棄物処理法第12条（事業者の処理） 1 事業者は、自らその産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。第3項から第5項までを除き、以下この条において同じ）の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる産業廃棄物を定めた場合における当該産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合における投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「産業廃棄物処理基準」という）に従わなければならない。 2 事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（産業廃棄物保管基準）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。 6 その事業活動に伴って生ずる産業廃棄物を処理するために第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設が設置されている事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、産業廃

		棄物処理責任者を置かなければならない。ただし、自ら産業廃棄物処理責任者となる事業場については、この限りでない。
(32) 収集運搬又は処分を委託する場合あっては、廃掃法に基づく許可業者に許可範囲以内の処理を委託しているか。 ○収集運搬業又は処分業の許可を得た業者であることを確認しているか。 ○委託しようとする処分等の方法が、許可を得た事業の範囲内で処理できる業者であることを確認しているか。	委託業者が収集運搬又は処分業の許可を得ていることを確認していない場合 委託業者が許可範囲内で処理できることを確認していない場合 (注) 他省庁所管の法律であり、かつ事務的内容の指摘なので口頭とする	○廃棄物処理法第12条（事業者の処理） 3 事業者（中間処理業者（発生から最終処分（埋立処分、海洋投入処分（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従って行う処分をいう）又は再生をいう）が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分する者をいう）を含む）は、その産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除くものとし、中間処理産業廃棄物（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう）を含む）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。 4 事業者は、前項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。 ○廃棄物処理法施行令第6条の2（事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準） 法第12条第4項の政令で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ）の運搬にあつては、他人の産業廃棄物の運搬を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。 (2) 産業廃棄物の処分又は再生にあつては、法第15条の4の4第1項の許可を受けて輸入された廃棄物以外の廃棄物に限り委託することができることとし、かつ、他人の産業廃棄物の処分又は再生を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。 (3) 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面が添付されていること。 イ 委託する産業廃棄物の種類及び数量 ロ 産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地 ハ 産業廃棄物の処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、その処分又は再生の方法及びその処分又は再生に係る施設の処理能力 ニ 産業廃棄物の処分（最終処分（法第12条第3項に規定する最終処分をいう。以下同じ）を除く）を委託するときは、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力 ホ その他環境省令で定める事項 (4) 前号に規定する委託契約書及び書面をその契約の終了の日から環境省令で定める期間保存すること。 (5) 法第6条の12第1号の規定による承諾をしたときは、同号に規定する書面の写しをその承諾をした日から環境省令で定める期間保存すること。
(4) 産業廃棄物の収集運搬又は処分を委託する場合、最終処分が終了するまでの一連の処理を産業廃棄物管理票により確認していない場合	最終処分が終了するまでの一連の処理を産業廃棄物管理票により確認していない場合 (注) 他省庁所管の法律であり、かつ事務的内容の指摘なので口頭とする 管理票の写しを5年間保存していない場合 (注) 他省庁所管の法律であり、かつ事務的内容の指摘なので口頭とする	○廃棄物処理法第12条（事業者の処理） 5 事業者は、前2項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。 ○廃棄物処理法第12条の3（産業廃棄物管理票） その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者（中間処理業者を含む。）は、その産業廃棄物（中間処理産業廃棄物を含む。第12条の5第1項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合（環境省令で定める場合を除く。）には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者（当該委託が産業廃棄物の処分のみに係るものである場合にあつては、その処分を受託した者）に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票（以

		下単に「管理票」という。）を交付しなければならない。 2～4　(略) 5 管理票交付者は、前三項又は第12条の5第5項の規定による管理票の写しの送付を受けたときは、当該運搬又は処分が終了したことを当該管理票の写しにより確認し、かつ、当該管理票の写しを当該送付を受けた日から環境省令で定める期間保存しなければならない。 6 管理票交付者は、環境省令で定めるところにより、当該管理票に関する報告書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない。 7～10　(略) ○廃棄物処理法施行規則第8条の26（管理票交付者の管理票の写しの保存期間） 法第12条の3第5項の環境省令で定める期間は、5年とする。 ○廃棄物処理法施行規則第8条の27（管理票交付者の報告書） 法第12条の3第6項の規定による管理票に関する報告書は、産業廃棄物を排出する事業場（同一の都道府県（令第27条に規定する市にあつては、市）の区域内に設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、当該2以上の事業場を1の事業場とする。）ごとに、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間において交付した管理票の交付等の状況に関し、様式第3号により作成し、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出するものとする。 ○廃棄物処理法第12条の5（電子情報処理組織の使用） 第12条の3第1項に規定する事業者（その使用に係る入出力装置が第13条の2第1項に規定する情報処理センター（以下この条において単に「情報処理センター」という。）の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている者に限る。以下この条において「電子情報処理組織使用事業者」という。）は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合（第12条の3第1項に規定する環境省令で定める場合を除く。）において、運搬受託者及び処分受託者（その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている者に限る。以下この条において同じ。）から電子情報処理組織を使用し、情報処理センターを経由して当該産業廃棄物の運搬又は処分が終了した旨を報告することを求め、かつ、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物を引き渡した後環境省令で定める期間内に、電子情報処理組織を使用して、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を情報処理センターに登録したときは、第12条の3第1項の規定にかかわらず、管理票を交付することを要しない。 2～11　(略) ○IT総合戦略（平成18年1月19日IT戦略本部決定） 「ITを駆使した環境配慮型社会～エネルギーや資源の効率的な利用～」 ・現状と課題 ITの活用はリサイクルの推進、廃棄物管理の合理化、不法投棄の削減等の様々な環境問題の解決に期待されている。 ・目標 4. ITを活用して産業廃棄物の移動におけるトレーサビリティを向上させ、不法投棄による環境汚染を未然に防ぐ。このため、官民連携して、2010年度までに、電子タグ等の活用も推進しつつ、大規模排出事業者について交付されるマニフェスト（産業廃棄物管理票）の80%（排出事業者全体については50%）を電子化できるようにする。 5. 廃棄物の国境をまたぐ移動の円滑化も視野に入れ、ITを活用して廃棄物のトレーサビリティを向上させることにより、適正な資源循環の確保を推進する。
(54) 前年度の発生量がキロトン以上の場合は産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に届け出ているか。	計画が策定されていない場合、又は、届け出られてない場合 (注) 他省庁所管の法律であり、かつ事務的内容の指摘なので口頭とする	○廃棄物処理法第12条（事業者の処理） 7 その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの（多量排出事業者）は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。 8 多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、環境省令で定めるところによ

		り、都道府県知事に報告しなければならない。 ○廃棄物処理法施行令第6条の3（産業廃棄物の多量排出事業者） 法第12条第7項の政令で定める事業者は、前年度の産業廃棄物の発生量が千トン以上である事業場を設置している事業者とする。

10．その他

①地域水道ビジョンを策定しているか。	(1)地域水道ビジョンを策定しているか。又は、策定の検討を進めているか。 ○水道用水供給事業とその受水水道事業においては、状況に応じ、共同で作成するか、お互いに整合を図って作成しているか。	策定の検討が全く進められていない場合 水道用水供給事業とその受水水道事業において、連携が図られていない場合（助言）	○平17健水発第1017001号（課長通知）「地域水道ビジョンの作成について　地域水道ビジョンの手引き」　（略） ○平17事務連絡「「地域水道ビジョン」作成の参考資料について」　（略）
	(2)事業の現状分析を行っているか。 ○給水量、給水人口等の事業計画に関する事項、財政収支・組織体制等の経営基盤に関する事項、災害対策や環境保全対策に関する事項等について、総合的な観点から、事業の現状と将来の見通しの分析・評価を行っているか。	策定にあたり、事業の現状分析を全く行っていない場合	○平17健水発第1017001号（課長通知）「地域水道ビジョンの作成について　地域水道ビジョンの手引き」3.1 事業の現状分析・評価 給水量、給水人口等の事業計画に関する事項、財政収支・組織体制等の経営基盤に関する事項、災害対策や環境保全対策に関する事項等について、総合的な観点から、事業の現状と将来の見通しを分析・評価する。 ○平17事務連絡「「地域水道ビジョン」作成の参考資料について」　（略）
	(3)地域水道ビジョンの定期的なフォローアップを実施しているか。 ○厳密な実施の体制構築のため、目標の達成状況及び各実現方策の進捗状況について定期的にレビューし、関係者の意見を聴取しつつ、必要に応じて見直しを行っているか。	策定後、定期的なフォローアップが実施されていない場合	○平17健水発第1017001号（課長通知）「地域水道ビジョンの作成について　地域水道ビジョンの手引き」5(3) 地域水道ビジョンを厳密に実施する体制の構築に努める。また、目標の達成状況及び各実現方策の進捗状況について定期的（例えば3年に1回程度）にレビューし、関係者の意見を聴取しつつ、必要に応じて地域水道ビジョンの見直しを行う。
②事業の広域化・統合について検討しているか。	水道事業等の技術的・財政的基盤を強化する観点から、施設、経営、管理の一体化、一部施設の共同化、特定の目的（業務）に関する広域的体制の整備といった多様な形態の広域化について検討を行っているか。	広域的な事業統合や簡易水道の統合の検討が必要であるにも関わらず検討を行っていない場合 広域的な事業統合や簡易水道の統合が必要であるにも関わらず統合計画を策定していない場合	○平14.3.27健水発第0327001号「水道法の施行について」第2の2 水道事業、水道用水供給事業の認可は、事業経営主体を一にできる範囲で行うもので水道施設の一体性等を問うものではない。このため、連続しない二つ以上の水道施設を一つの事業とする、いわゆるソフトな統合も可能である。 ○平17健水発第1017001号（課長通知）「地域水道ビジョンの作成について　地域水道ビジョンの手引き」3.5(1)① 水道事業等の技術的・財政的運営基盤を強化する観点から、施設の一体化、経営の一体化、管理の一体化、一部施設の共同化、特定の目的（業務）に関する広域的体制の整備といった多様な形態の広域化について、目標を設定する。 ○平17健水発第1017001号（課長通知）「地域水道ビジョンの作成について　地域水道ビジョンの手引き」3.6(1) ・水道事業間並びに水道用水供給事業及びその受水水道事業間の施設の一体化（事業統

			合）や経営の一体化、一部施設の共同化 （参考）平20目途「広域化計画策定指針」
③水道法における第三者委託制度の活用や水道のPFI事業の導入等、多様な運営形態について検討しているか。			○法第24条の3（業務の委託）第1項 1 水道事業者は、政令で定めるところにより、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他の水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は当該業務を適正かつ確実に実施することができる者として政令で定める要件に該当するものに委託することができる。 2 水道事業者は、前項の規定により業務を委託したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。委託に係る契約が効力を失ったときも、同様とする。 3 第1項の規定により業務の委託を受ける者（以下「水道管理業務受託者」という）は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、受託水道業務技術管理者1人を置かなければならない。 4 受託水道業務技術管理者は、第1項の規定により委託された業務の範囲内において第19条第2項各号に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。 5 受託水道業務技術管理者は、政令で定める資格を有する者でなければならない。 6 第1項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合においては、当該委託された業務の範囲内において、水道管理業務受託者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者を水道技術管理者とみなして、第13条第1項（水質検査及び施設検査の実施に係る部分に限る）及び第2項、第17条、第20条から第22条まで、第23条第1項、第36条第2項並びに第39条の規定（これらの規定に係る罰則を含む）を適用する。この場合において、当該委託された業務の範囲内において、水道事業者及び水道技術管理者については、これらの規定は、適用しない。 7 第1項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合においては、当該委託された業務の範囲内において、水道技術管理者については第19条第2項の規定は適用せず、受託水道業務技術管理者が同項各号に掲げる事項に関するすべての事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督する場合においては、水道事業者については、同条第1項の規定は、適用しない。 ○法第31条（準用） (略)第24条の3の規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、第24条の3第4項中「第19条第2項各号」とあるのは「第31条において準用する第19条第2項各号」と、同条第6項中「第13条第1項」とあるのは「第31条において準用する第13条第1項」と、「第17条、第20条から第22条まで、第23条第1項、第36条第2項並びに第39条」とあるのは「第20条から第22条まで並びに第23条第1項並びに第36条第2項及び第39条」と、同条第7項中「第19条第2項」とあるのは「第31条において準用する第19条第2項」と、「同条第1項」とあるのは「第31条において準用する第19条第1項」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 ○施行令第7条（業務の委託） 法第24条の3第1項（法第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む）の規定による水道の管理に関する技術上の業務の委託は、次に定めるところにより行うものとする。 (1)水道施設の全部又は一部の管理に関する技術上の業務を委託する場合にあっては、技術上の観点から一体として行わなければならない業務の全部を一の者に委託するものであること。 (2)給水装置の管理に関する技術上の業務を委託する場合にあつては、当該水道事業者の給水区域内に存する給水装置の管理に関する技術上の業務の全部を委託するものであること。 (3)次に掲げる事項についての条項を含む委託契約書を作成すること。（略） ○施行令第8条 法第24条の3第1項（法第31条及び第34条第1項において準用する場合をふくむ）に規定す

			る政令で定める要件は、法第24条の3第1項の規定により委託を受けて行う業務を適正かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであることとする。 ○施行令第9条（受託水道業務技術管理者の資格） 法第24条の3第5項（法第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む）に規定する政令で定める資格は、第6条の規定により水道技術管理者たる資格を有する者とする。 ○施行規則第17条の3（委託契約書の記載事項）　（略） ○施行規則第17条の4（業務の委託の届出）　（略） ○施行規則第52条（準用） (略)第15条から第17条の4までの規定は、水道用水供給事業について準用する。（略） ○平14事務連絡「水道事業等における第三者への業務委託の対象業務の考え方について」 （略） ○平15事務連絡「総合規制改革会議において示された、「規制改革の推進に関する第2次答申 ―経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革―」について」 別添の抜段中に、「事業の一層の効率化を図るため、料金設定への関与等を含めた包括的な民間委託を推進すべきである。」とありますが、料金設定への関与とは、料金算定に関する算出根拠や料金低減化に関するアドバイス的な関与であると整理されています。なお、料金設定そのものを民間事業者等が行う場合には、受託者が水道事業経営の認可をとる必要がありますのでご留意ください。 別添 地方公共団体が経営する水道事業については、可能な場合には、地方公共団体の判断により、できる限り民営化、民間への事業譲渡、民間委託を図るべきである。その際より多様な経営主体の参入を確保するため、設備の所有は水道法上の水道事業者となるための要件とされていないことについて、広ちに周知徹底すべきである。また、平成13年の水道法改正により、水道の管理に関する技術上の業務を民間委託することができることとされたが、事業の一層の効率化を図るため、料金設定への関与等を含めた包括的な民間委託を推進すべきである。 ○平17健水発第1017001号（課長通知）「地域水道ビジョンの作成について　地域水道ビジョンの手引き」3.5(1)② 特に技術力の弱い水道事業者等において適正な水道の管理を維持するために必要な技術的業務の実施体制の確保や運営管理コスト削減の観点から、技術上の業務の民間業者や他水道事業者等への第三者委託の導入の適否を検討し、合理的と評価される場合には、その導入について目標を設定する。 ○平17健水発第1017001号（課長通知）「地域水道ビジョンの作成について　地域水道ビジョンの手引き」3.6(1) ・第三者委託制度の活用による民間業者等への技術上の業務の委託や近隣水道事業等との管理の一体化 （参考）平19「第三者委託実施の手引き」 （参考）平19「水道におけるPFI事業の導入検討のための手引き」
④技術者の確保、技術の継承に課題はあるか。 ※（参考）平成19年度報告徴収【水道ビジョンレビューアンケート 調査6】	今後、水道施設の改築・更新需要の増大や技術者の大量退職を迎える中、安心・安定な水道水の供給を確保し、現在と同等の技術及びサービス水準を確保すべく、技術者の確保・育成や水道技術の継承等について、現状の問題をどのように認識し、今後の改善策として具体的にどのような検討を行い、どのような対策を講	技術者の確保・育成や水道技術の継承等について、現状の問題・課題を認識できてない場合 技術者の確保・育成や水道技術の継承等に関する問題・課題を改善するための具体的な検討がなされておらず、対策を講じていない場合 （注）「3．水道施設管理④-4 更新事業及び財政状況に関する総合評価」の「(4)中	○平17健水発第1017001号（課長通知）「地域水道ビジョンの作成について　地域水道ビジョンの手引き」3.6(1) ・職員の研修、人事制度の見直し、職員の意識改革等による人材の強化

	じているか。	長期的な更新需要を踏まえた適切な更新事業、料金設定、資金確保の検討を行っているか」で、水道資産の持続可能な維持に関する技術的観点から、中長期的な更新需要に対応できるようにするための技術者職員の確保・水道技術の伝承について、現状の問題・課題を認識できていない、あるいは当該問題等を改善するための具体的な検討・対策がなされていない場合は、上記の助言を行う	
⑤水道事業ガイドラインに規定されている業務指標を活用した取り組みを行っているか。		活用した取り組みが何ら行われていない場合	○平17健水発第1017001号（厚生労働省）「地域水道ビジョンの作成について　地域水道ビジョンの手引き」3.3 分析にあたっては、平成17年１月に(社)日本水道協会規格として策定された「水道事業ガイドライン JWWA Q100」に基づく業務指標(ＰＩ)を活用することが有効である。 (参考)平17．１水道事業ガイドライン（日本水道協会規格） (参考)平17．５Ｅｘｃｅｌ版ＰＩ計算ツール（水道技術研究センター）
⑥その他の課題はあるか。 ※（参考）平成19年度報告徴収［様式3-1］	その他課題はあるか。 ・人口減少化における事業経営の課題など		

※指摘基準のない項目：努力目標、参考聞き取り

※現場で確認する項目：現場調査時に確認すべき項目（可能な範囲内で）書類検査と現場確認とで総合的に判断し、指摘する。

※２回目に立ち入る事業体であって、口頭指摘とする事項が、前回の立入検査時にも指摘され、改善する旨の報告があるにももかかわらず、今回の立入検査において何ら改善が図られていない場合は、当該指摘は文書指摘に格上げする。なお、改善を図ったが実地にて確認したところ内容的に不十分であった場合は指摘基準による指摘とする。また、助言については、指摘に格上げはしないこととする。
※水道法第２３条の３第１項に基づく（第３者委託先の）水道管理業務受託者に対し立入検査を実施した場合は、その検査結果（指摘内容）を委託元の水道事業者等に対しても通知する。

新水質基準項目等の検査における、給水栓以外での採取の可否、検査の回数、検査の省略の可否

番号	項目名	給水栓以外での水の採取	検査回数	検査回数の減	省略の可否
ー	色、濁り及び消毒の残留効果	不可	1日1回以上	不可	不可
1	一般細菌	不可	概ね1月に1回以上	不可	不可
2	大腸菌				
3	カドミウム及びその化合物	一定の場合可[注1]	概ね3月に1回以上	注2の通り	注3の通り
4	水銀及びその化合物				
5	セレン及びその化合物				
6	鉛及びその化合物	不可			注4の通り
7	ヒ素及びその化合物	一定の場合可[注1]			注3の通り
8	六価クロム化合物	不可			注4の通り
9	シアン化物イオン及び塩化シアン			不可	不可
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	一定の場合可[注1]		注2の通り	
11	フッ素及びその化合物				注3の通り
12	ホウ素及びその化合物				注3の通り。(海水を原水とする場合不可。)
13	四塩化炭素				当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。
14	1,4ージオキサン				
15	シスー1,2ージクロロエチレン及びトランスー1,2ージクロロエチレン				
16	ジクロロメタン				
17	テトラクロロエチレン				
18	トリクロロエチレン				
19	ベンゼン				
20	塩素酸	不可		不可	不可
21	クロロ酢酸				
22	クロロホルム				
23	ジクロロ酢酸				
24	ジブロモクロロメタン				
25	臭素酸				注3の通り。(浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合不可。)
26	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)				不可
27	トリクロロ酢酸				
28	ブロモジクロロメタン				

番号	項目名	給水栓以外での水の採取	検査回数	検査回数の減	省略の可否
２９	ブロモホルム	不可	概ね３月に１回以上	不可	不可
３０	ホルムアルデヒド				
３１	亜鉛及びその化合物			注２の通り	注４の通り
３２	アルミニウム及びその化合物				
３３	鉄及びその化合物				
３４	銅及びその化合物				
３５	ナトリウム及びその化合物	一定の場合可[注1]			注３の通り
３６	マンガン及びその化合物	不可			
３７	塩化物イオン		概ね１月に１回以上	自動連続測定・記録をしている場合、概ね３月に１回以上とすることが可。	不可
３８	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	一定の場合可[注1]	概ね３月に１回以上	注２の通り	注３の通り
３９	蒸発残留物				
４０	陰イオン界面活性剤				
４１	（４Ｓ,４ａＳ,８ａＲ）－オクタヒドロ－４,８ａ－ジメチルナフタレン－４ａ（２Ｈ）－オール（別名ジェオスミン）	不可	概ね１月に１回以上（左記の事項を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除く。）	不可	当該事項についての過去の検査結果が基準値の２分の１を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況（湖沼等の停滞水源を水源とする場合は、当該基準項目を産出する藻類の発生状況を含む。）を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。
４２	１,２,７,７－テトラメチルビシクロ［２,２,１］ヘプタン－２－オール（別名２－メチルイソボルネオール）				
４３	非イオン界面活性剤	一定の場合可[注1]	概ね３月に１回以上	注２の通り	注３の通り
４４	フェノール類				
４５	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	不可	概ね１月に１回以上	自動連続測定・記録をしている場合、概ね３月に１回以上とすることが可。	不可
４６	ｐＨ値				
４７	味				
４８	臭気				
４９	色度				
５０	濁度				

注１　一定の場合とは、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合であり、この場合には、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかにおいて採取をすることができる。

注２　水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去３年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去３年間における当該事項についての検査結果が、基準値の５分の１以下であるときは、概ね１年に１回以上と、過去３年間における当該事項についての検査結果が、基準値の１０分の１以下であるときは、概ね３年に１回以上とすることができる。

注３　当該事項についての過去の検査結果が基準値の２分の１を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

注４　当該事項についての過去の検査結果が基準値の２分の１を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。